

吉野川市

第5期障がい福祉計画

(障がい福祉計画・障がい児福祉計画)

2018（平成30）年3月

徳島県吉野川市

目次

第1章 基本的な考え方	1
1. 国の基本方針	1
2. サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方	3
3. 計画の位置づけ	3
4. 計画の期間	4
5. 計画の対象者	4
第2章 基本理念	6
1. 基本理念	6
(1) 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援	6
(2) 吉野川市を基本とした身近な実施主体と、障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施	6
(3) 施設入所・入院からの地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備	6
(4) 地域共生社会の実現に向けた取組	7
(5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援	7
第3章 現状と課題	8
1. 障がい福祉サービス	8
(1) 訪問系サービス	8
(2) 日中活動系サービス	8
(3) 施設系サービス	10
(4) 相談支援事業	10
2. 障がい児への支援	11
3. 地域生活支援事業	12
(1) 理解促進研修・啓発事業	12
(2) 自発的活動支援事業	12
(3) 相談支援事業	12
(4) 成年後見制度利用支援事業	12
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	13
(6) 意思疎通支援事業	13
(7) 日常生活用具給付等事業	13
(8) 手話奉仕員養成研修事業	14
(9) 移動支援事業	14

(10) 地域活動支援センター	14
(11) 福祉ホームの運営	14
(12) 生活訓練等事業	15
(13) 日中一時支援事業	15
(14) 社会参加支援事業	15
(15) 更生訓練費給付事業	15
(16) 自動車運転免許取得・改造助成	15
(17) 知的障がい者職親委託制度	15
第4章 2020年度の目標値	16
1. 福祉施設入所者の地域生活への移行	17
2. 地域生活支援拠点等の整備	17
3. 福祉施設から一般就労への移行等	17
4. 障がい児支援の提供体制の整備等	18
5. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	18
第5章 障がい福祉サービスの見込み量及び確保方策	19
1. 障がい福祉サービス・指定相談支援の種類ごとの見込量及び方策	19
(1) 訪問系サービス	19
(2) 日中活動系サービス	21
(3) 居住系サービス	23
(4) 相談支援(サービス等利用計画等作成)	24
2. 障がい児福祉サービスの見込量及び確保方策	25
(1) 障がい児通所支援	25
(2) 障がい児相談支援	26
3. 地域生活支援事業の見込量及び確保方策	27
第6章 計画の達成状況の点検及び評価	30
1. 点検及び評価の基本的な考え方	30
2. 点検及び評価体制	30
3. 点検及び評価結果の周知	30
資料	31
1. アンケート調査結果(障がい児)	31
2. アンケート調査結果(事業所)	59
3. 吉野川市第5期障がい福祉計画策定委員会委員名簿	76

第1章 基本的な考え方

1. 国の基本方針

市町村障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、国が定める「基本指針」に則して策定するものとされており、第5期障がい福祉計画の基本指針において、新たに盛り込まれた事項、または拡充された事項は次のとおりとなっています。

◇第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画を策定するに当たっての基本的な方針案の主な内容◇

1. 地域における生活の維持及び継続の推進

- ・地域生活支援拠点等の整備を一層進める。
- ・[基幹相談支援センターの有効活用](#)や設置を促進する。

2. 精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、[精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築](#)をめざすことを政策理念として明確にする。

3. 就労定着に向けた支援

- ・就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービス(就労定着支援)が創設されることを踏まえ、[職場定着率](#)を成果目標に追加する。

4. 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・[児童発達支援センター](#)を中心とした地域支援体制を構築する。
- ・ライフステージに応じた切れ目の無い支援と保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した支援を提供する体制の構築を図る。
- ・医療的ケア児支援のための保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場の設置について盛り込む。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律(平成28年法律第65号。以下「改正法」という。)において[障がい児福祉計画](#)の策定が義務づけられたこと等を踏まえ、[障がい児支援の提供体制の確保](#)に関する事項を新たに定める。

5. 「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・高齢者、障がい者、児童等の福祉サービスについて、相互に又は一体的に利用しやすくなる仕組みを作っていく方向性を盛り込む。
- ・住民団体等によるインフォーマル活動への支援等、地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みを作っていく方向性を盛り込む。

都道府県及び指定都市
において設置可能

6. 発達障がい者支援の一層の充実

- ・地域の実情に応じた体制整備を計画的に図るため、[発達障がい者支援地域協議会設置](#)の重要性を盛り込む。
- ・可能な限り身近な場所において必要な支援を受けられるよう適切な配慮をすることの重要性を盛り込む。

7. その他の見直しとその詳細（一部抜粋）

◎障がい者を理由とする差別の解消の推進

対象となる障がい者は障害者手帳
保持者に限られない

- ・障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する法律（通称：障害者差別解消法。平成28年4月施行）を踏まえ、障がい者を理由とする差別の解消に向けて、日常生活や社会生活における障がい者の活動を制限し、社会参加を制約している社会的障壁を取り除くことの重要性等について明記。

◎障がい者虐待の防止、養護者に対する支援

- ・障がい者虐待の防止対策の推進を図る観点から、都道府県及び市町村において、相談支援専門員やサービス管理責任者等に対し、常日頃から虐待防止に関する高い意識を持ち、障がい者等及び養護者の支援に当たるとともに、虐待の早期発見と通報を行うことを求めること等について定める。

◎難病患者への一層の周知

障害者総合支援法の対象となる疾病が
358疾病に拡大(H29年4月施行)

- ・都道府県や難病相談支援センター等において、それぞれの業務を通じて難病患者本人に対して必要な情報提供を行うこと等により、難病患者の障がい福祉サービス等の活用が促されるようにすること等について定める。

◎意思決定支援及び成年後見制度の利用促進の在り方

- ・H29年度以降に市町村において作成に努めることとされている市町村成年後見制度利用促進基本計画との整合性が保たれるようにすることが望ましい旨の記載。

◎利用者の安全確保に向けた取組や利用者や事業所における研修等の充実

- ・障がい福祉サービス事業所等において、平常時からの地域住民や関係機関との緊密な関係性の構築等を通じ、利用者の安全確保に向けた取組を進めることや、権利擁護の視点を含めた職員への研修を充実することの必要性等について定める。

◎情報公表制度による質の向上

- ・改正法により障がい福祉サービス等の情報公表制度が創設されることを踏まえ、都道府県において、事業者に対して当該制度の周知を図るとともに、利活用しやすい仕組み作りや普及及び啓発に向けた取組を実施すること等について定める。

◎障がい福祉人材の確保

- ・都道府県において、障がい者等の特性に応じた支援を提供可能な人材を確保できるよう、サービス管理責任者養成研修等の各種研修を十分に実施すること等について定める。

◎障がい者の芸術文化活動支援

- ・障がい者の社会参加を促進する観点から、都道府県や市町村において、国との連携を図りながら、障がい者の文化芸術活動の振興を図ること等について定める。

◇成果目標の方向性◇

①施設入所者の地域生活への移行【継続】	<ul style="list-style-type: none"> ・地域移行者数:2016(H28)年度末施設入所者の9%以上 ・施設入所者数:2016年度末の2%以上削減
②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築【見直し】	<ul style="list-style-type: none"> ・保健、医療、福祉関係者による協議の場(各圏域、各市町村)の設置 ・精神病床の1年以上入院患者数:14.6万～15.7万人に ・退院率:入院後3か月 69%、入院後6か月 84%、入院後1年 90%
③地域生活支援拠点等の整備【継続】	<ul style="list-style-type: none"> ・各市町村又は各圏域に少なくとも1つ整備
④福祉施設から一般就労への移行等【拡充】	<ul style="list-style-type: none"> ・一般就労への移行者数:2016(H28)年度の1.5倍 ・就労移行支援事業利用者:2016年度の2割増 ・移行率3割以上の就労移行支援事業所:5割以上 ・就労定着支援1年後の就労定着率:80%以上【新設】
⑤障がい児支援の提供体制の整備等【新設】	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所設置 ・保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築 ・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1か所確保 ・医療的ケア児支援の協議の場(各都道府県、各圏域、各市町村)の設置(2018(H30)年度末まで)

2. サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方

本計画は、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画に関する国の基本指針に即して、サービスの数値目標とその確保のための方策について記載します。

本市は、地域での自立に関する2020年度の目標値を設定した上で、自立支援協議会で情報等を共有し、協議を図り、社会福祉法人、NPO法人、当事者団体、企業等、多様なサービス提供事業者の参入を促しながら、日中活動系サービス、居住系サービス、訪問系サービスの3つに区分された「障がい福祉サービス」とともに、相談支援やコミュニケーション支援、移動支援をはじめとする「地域生活支援事業」の提供体制を確保し、計画の基本理念「共に生き、誰もが快適に暮らせるまちをめざして」の実現をめざします。

3. 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第88条に規定される市町村障害福祉計画及び児童福祉法第33条の20に規定される市町村障害児福祉計画を一体的に定めたものであり、市における障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として位置づけられるものです。

吉野川市障がい福祉計画及び吉野川市障がい児福祉計画は、吉野川市障がい者計画を上位計画とした具体的な実施計画と位置づけられます。

なお、本計画は、国や県の指針、計画等の内容を踏まえて策定するとともに、市の保健福祉分野におけるほかの計画をはじめ、教育、雇用、人権、まちづくりなど関連分野における施策との連携を図りながら推進するものとします。

4. 計画の期間

計画期間は、2018(H30)年度から 2020 年度までの3か年とし、2020 年度に計画の見直しを行います。ただし、今後の制度改革の動向や社会情勢の変化等に柔軟な対応をするため、必要に応じて見直しを行います。

■計画の期間

	2015 (H27)	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
吉野川市 障がい者計画			第2次					見直し	
吉野川市 障がい福祉計画		第4期			第5期			次期計画	
吉野川市 障がい児福祉計画					第1期			次期計画	

5. 計画の対象者

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の対象者である“障がい者”及び“障がい児”とは、障害者総合支援法の規定によるものとします。

【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律】

(定義)

第4条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち 18 歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者(発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。)のうち 18 歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であつて 18 歳以上であるものをいう。

2 この法律において「障害児」とは、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児をいう。

◆身体障害者福祉法第4条:

(身体障害者)

第4条 この法律において、「身体障害者」とは、別表に掲げる身体上の障害がある 18 歳以上の者であつて、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたものをいう。

◆精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条:

(定義)

第5条 この法律で「精神障害者」とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう。

◆発達障害者支援法第2条第2項:

(定義)

第2条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であつてその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

2 この法律において「発達障害者」とは、発達障害がある者であつて発達障害及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受けるものをいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち 18 歳未満のものをいう。

3 この法律において「社会的障壁」とは、発達障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

4 この法律において「発達支援」とは、発達障害者に対し、その心理機能の適正な発達を支援し、及び円滑な社会生活を促進するため行う個々の発達障害者の特性に対応した医療的、福祉的及び教育的援助をいう。

◆児童福祉法第4条第2項:

第4条 この法律で、児童とは、満 18 歳に満たない者をいい、児童を左のように分ける。

一 乳児 満1歳に満たない者

二 幼児 満1歳から、小学校就学の始期に達するまでの者

三 少年 小学校就学の始期から、満 18 歳に達するまでの者

2 この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童(発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害児を含む。)又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童をいう。

第2章 基本理念

1. 基本理念

「吉野川市障がい福祉計画」は、障がい福祉サービスや相談支援、障がい児支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する、本市の地域基盤の整備を計画的に進めていくものです。国が示している基本指針の理念『自立と共生の社会の実現』や「吉野川市第2次障がい者計画」を踏まえ、次の理念に基づき策定します。

(1) 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会の実現のため、障がいのある人などの自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がいのある人などが必要とする障がい福祉サービス等の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図り、サービス等の提供体制の整備を進めます。

(2) 吉野川市を基本とした身近な実施主体と、障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施

障がいのある人などが地域で障がい福祉サービスを受けることができるよう実施主体を吉野川市とします。また、障がい福祉サービスの対象となる障がいのある人などの範囲を、身体障がい、知的障がい及び精神障がいのある人並びに難病患者等であって18歳以上の人並びに障がいのある児童とし、地域において均等にサービスの充実に努めます。

発達障がいのある人及び高次脳機能障がいのある人については、従来から精神障がいのある人に含まれるものとして、法に基づく給付の対象となっていることや、難病患者等についても法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図ります。

(3) 施設入所・入院からの地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

施設入所や入院から地域生活への移行、地域生活の継続支援、就労支援等の課題への対応や、障がいのある人などの生活を地域全体で支えるため、地域生活支援の拠点づくりやNPO等による法律や制度に基づかないサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を計画的に進めます。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、次のような取組等を計画的に推進します。

- (一) 地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作り
- (二) 地域の実情に応じた、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保等に係る取組
- (三) 人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児(以下「医療的ケア児」という。)が保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築

(5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児支援を行うに当たっては、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援することが必要です。このため、障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障がい児通所支援及び障がい児相談支援については吉野川市で、障がい児入所支援については徳島県を実施主体の基本とし、障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援等の充実を図るとともに、県の適切な支援等を通じて引き続き障がい児支援の均てん化^{※1}を図ることにより、地域支援体制の構築を図ります。

また、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図っていくこととします。

さらに、障がい児が障がい児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容(インクルージョン)を推進します。



※1 「生物がひとしく雨露の恵みにうるおうように」という意味。

第3章 現状と課題

過去3年間(2015(H27)年度～2017年度)の利用実績(実績値)と吉野川市第4期障がい福祉計画(2014(H26)年度策定)における見込み量(計画値)を比較すると以下のようになります。特に注釈のない場合、実績値は各年度4月から3月までの利用実績を示しています。(2017年度は実績見込値)

1. 障がい福祉サービス

(1) 訪問系サービス^{※2}

サービス名			2015(H27)年度	2016年度	2017年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護	時間	計画	13,982	14,311	14,640
		実績	11,252	10,319	10,216
行動援護 重度障がい者等包括支援	人	計画	85	87	89
		実績	73	73	74

(2) 日中活動系サービス

サービス名			2015(H27)年度	2016年度	2017年度
生活介護	※3 人日	計画	35,798	36,047	36,296
		実績	35,557	35,147	36,452
	人	計画	144	145	146
		実績	153	143	145
自立訓練(機能訓練)	人日	計画	1,052	1,262	1,052
		実績	531	466	1,152
	人	計画	10	12	10
		実績	6	4	6

※2 訪問系サービスの実績値、計画値は、訪問系サービス全体の一括値を示す。

※3 「人日」＝「月間の利用人員」×「一人一月当たりの平均利用日数」

サービス名		2015(H27)年度	2016年度	2017年度	
自立訓練(生活訓練)	人日	計画	4,666	5,443	5,702
		実績	2,861	1,674	906
	人	計画	18	21	22
		実績	10	8	6
就労移行支援	人日	計画	1,061	1,516	1,516
		実績	1,136	1,097	1,934
	人	計画	7	10	10
		実績	9	12	14
就労継続支援(A型)	人日	計画	3,246	3,652	4,058
		実績	3,697	4,053	6,232
	人	計画	16	18	20
		実績	22	24	31
就労継続支援(B型)	人日	計画	25,787	27,186	28,586
		実績	21,948	24,166	25,542
	人	計画	129	136	143
		実績	110	115	122
療養介護 ^{※4}	人	計画	15	15	15
		実績	14	15	14
短期入所	人日	計画	2,242	2,360	2,478
		実績	1,121	963	1,268
	人	計画	38	40	42
		実績	31	25	28

※4 療養介護は各年度末時点での実績を示す。

(3) 施設系サービス※⁵

サービス名			2015(H27)年度	2016年度	2017年度
共同生活援助 (グループホーム)	人	計画	30	33	36
		実績	30	30	29
施設入所支援	人	計画	99	98	97
		実績	97	97	102

(4) 相談支援事業

サービス名			2015(H27)年度	2016年度	2017年度
計画相談支援	人	計画	414	434	462
		実績	326	323	326
地域移行支援	人	計画	1	1	1
		実績	0	1	0
地域定着支援	人	計画	0	1	1
		実績	0	0	0



※⁵ 施設系サービスは各年度末時点での実績を示す。

2. 障がい児への支援

サービス名		2015(H27)年度	2016年度	2017年度	
児童発達支援	人日	計画	1,947	1,699	1,451
		実績	2,960	3,452	3,962
	人	計画	55	48	41
		実績	55	65	84
放課後等デイサービス	人日	計画	4,927	5,569	6,140
		実績	6,416	7,177	7,702
	人	計画	69	78	86
		実績	62	70	81
保育所等訪問支援	人日	計画	18	24	30
		実績	47	54	106
	人	計画	6	8	10
		実績	11	12	23
障がい児相談支援	人	計画	124	126	127
		実績	119	139	150



3. 地域生活支援事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

サービス名			2015(H27)年度	2016年度	2017年度
理解促進研修・啓発事業	有無	計画	有	有	有
		実績	有	有	有

(2) 自発的活動支援事業

サービス名			2015(H27)年度	2016年度	2017年度
自発的活動支援事業	有無	計画	有	有	有
		実績	有	無	無

(3) 相談支援事業

サービス名			2015(H27)年度	2016年度	2017年度
障がい者相談支援事業	箇所	計画	3	3	3
		実績	3	3	3
基幹相談支援センター	有無	計画	無	有	有
		実績	無	無	無
基幹相談支援センター 等機能強化事業	有無	計画	無	有	有
		実績	無	無	無
住宅入居等支援事業	有無	計画	無	無	有
		実績	無	無	無

(4) 成年後見制度利用支援事業

サービス名			2015(H27)年度	2016年度	2017年度
成年後見制度利用支援 事業	人	計画	2	3	4
		実績	3	3	3

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

サービス名			2015(H27)年度	2016年度	2017年度
成年後見制度法人後見支援事業	有無	計画	無	無	有
		実績	無	無	無

(6) 意思疎通支援事業

サービス名			2015(H27)年度	2016年度	2017年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件	計画	99	102	105
		実績	118	144	92
手話通訳者設置事業	人	計画	1	1	1
		実績	1	1	1

(7) 日常生活用具給付等事業

サービス名			2015(H27)年度	2016年度	2017年度
介護・訓練支援用具	件	計画	3	3	3
		実績	6	11	2
自立生活支援用具	件	計画	6	6	6
		実績	0	3	4
在宅療養等支援用具	件	計画	4	4	4
		実績	9	5	21
情報・意思疎通支援用具	件	計画	6	6	6
		実績	13	6	16
排泄管理支援用具	件	計画	886	892	898
		実績	993	1,015	1,099
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	計画	2	2	2
		実績	0	1	1

(8)手話奉仕員養成研修事業※6

サービス名			2015(H27)年度	2016年度	2017年度
手話奉仕員養成研修事業 (受講者) (修了者)	人	計画	20	20	20
		実績	16	19	18
		実績	12	—	15

(9)移動支援事業

サービス名			2015(H27)年度	2016年度	2017年度
個別支援型	時間	計画	3,002	3,002	3,002
		実績	1,024	975	1,320
	人	計画	33	33	33
		実績	14	11	15
車両輸送型	時間	計画	3,060	3,090	3,120
		実績	2,301	1,951	2,115
	人	計画	99	101	103
		実績	82	73	62

(10)地域活動支援センター

サービス名			2015(H27)年度	2016年度	2017年度
地域活動支援センター	箇所	計画	0	1	1
		実績	0	0	0
	人	計画	0	15	15
		実績	0	0	0

(11)福祉ホームの運営

サービス名			2015(H27)年度	2016年度	2017年度
福祉ホームの運営	有無	計画	有	有	有
		実績	無	無	無

※6 入門課程と基礎課程を受講し修了となるため、2年度に渡って受講することになる。
 入門課程実施(2014(H26)年度、2016年度)、基礎課程実施(2015(H27)年度、2017年度)

(12)生活訓練等事業

サービス名			2015(H27)年度	2016年度	2017年度
生活訓練等事業	有無	計画	有	有	有
		実績	有	有	有

(13)日中一時支援事業

サービス名			2015(H27)年度	2016年度	2017年度
日中一時支援事業	有無	計画	有	有	有
		実績	有	有	有

(14)社会参加支援事業

サービス名			2015(H27)年度	2016年度	2017年度
社会参加支援事業	有無	計画	有	有	有
		実績	有	有	有

(15)更生訓練費給付事業

サービス名			2015(H27)年度	2016年度	2017年度
更生訓練費給付事業	有無	計画	有	有	有
		実績	有	有	有

(16)自動車運転免許取得・改造助成

サービス名			2015(H27)年度	2016年度	2017年度
自動車運転免許取得・ 改造助成	有無	計画	有	有	有
		実績	有	有	有

(17)知的障がい者職親委託制度

サービス名			2015(H27)年度	2016年度	2017年度
知的障がい者職親 委託制度	有無	計画	有	有	有
		実績	無	無	無

第4章 2020年度の目標値

本計画では、障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援を進めるため、2020年度を目標年度として、次の5つの目標値を設定します。

目標値の設定にあたっては、国の指針を踏まえつつ、東部第2サブ圏域障がい者自立支援協議会^{※7}で協議を進め、本市の実情に応じて設定します。

目標値の設定

1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行

- ・地域移行者数:2016(H28)年度末施設入所者の9%以上
- ・施設入所者数:2016(H28)年度末の2%以上削減

2. 地域生活支援拠点等の整備

- ・市又は圏域に少なくとも1つ整備

3. 福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行者数:2016(H28)年度の1.5倍
- ・就労移行支援事業利用者:2016(H28)年度の2割増
- ・移行率3割以上の就労移行支援事業所:5割以上
- ・就労定着支援1年後の就労定着率:80%以上

4. 障がい児支援の提供体制の整備等

- ・児童発達支援センターを市に少なくとも1か所設置
- ・保育所等訪問支援を利用できる体制を市で構築
- ・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを市に少なくとも1か所確保
- ・医療的ケア児支援の協議の場(県、圏域、市)の設置(2018(H30)年度末まで)

5. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障がい者支援の協議の場の設置(2020(H32)年度末まで)

設定した目標値の実現に向けて、自立支援協議会をはじめ、障がいのある人や関係者の意見を踏まえて次のような取組を重点的に行います。

※7 東部第2サブ圏域障がい者自立支援協議会…設置主体は吉野川市及び阿波市

1. 福祉施設入所者の地域生活への移行

本市は、サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方に即して、施設入所から地域生活への移行を推進する観点から、2020年度末における地域生活への移行に関する目標値を設定します。

2016(H28)年度末施設入所者数	97人〔A〕			
	2017年度末 見込	2018年度末 見込	2019年度末 見込	2020年度末 目標
〔A〕のうち地域生活移行者数 (移行率)	0人	4人	5人	6人 (6.2%)
	2017年度末 見込	2018年度末 見込	2019年度末 見込	2020年度末 目標
施設入所者数	102人	97人	96人	95人
施設入所者の前年度からの増減 (〔A〕からの削減率)	+5人	-5人	-1人	-1人 (2.1%)

2. 地域生活支援拠点等の整備

国の基本指針では、地域生活拠点等について、各市町村または各圏域に少なくとも1つを整備することを基本とするとされています。これを踏まえ、本市では、目標年度の2020年度までに1つ整備します。

3. 福祉施設から一般就労への移行等

本市は、サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方に即して、福祉施設から一般就労への移行を推進する観点から、2020年度中における福祉施設から一般就労への移行者に関する目標値を設定します。

項目	2015(H27)年度 実績	2016年度 実績	2017年度 見込	2018年度 見込	2019年度 見込	2020年度 目標 (計画)
年間一般就労 移行者数	2	3	3	4	4	5
	倍率 (H28実績比)		1.0	1.3	1.3	1.7
項目	2015(H27)年度 実績	2016年度 実績	2017年度 見込	2018年度 見込	2019年度 見込	2020年度 目標
就労移行支援 事業利用者数	9	12	14	18	21	25
	進捗率 (H28実績比)		1.2	1.5	1.8	2.1

4. 障がい児支援の提供体制の整備等

国の基本指針では、児童発達支援センターの設置をはじめとする障がい児の健やかな育成のための発達支援が示されています。これを踏まえ、本市では、目標年度の2020年度までに以下の整備をめざします。

	2016(H28)年度末 における設置数	2017年度末 における設置数	2018年度末 における設置数	2019年度末 における設置数	2020年度末 における設置数
(1)児童発達支援センター	0	0	1	1	1
(2)保育所等訪問支援	1	1	1	1	1
(3)主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所	1	1	1	1	1
(4)主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所	1	1	1	1	1
(5)医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	0	0	1	1	1

5. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

地域の受け皿づくりや退院促進支援を進め、退院可能な精神障がいのある人に対して地域生活への移行を支援するとともに、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築をめざしていく中で、保健・医療・福祉の連携体制が強化されることによって社会的入院の解消をめざします。

項目	か所数
精神障がいのある人の地域移行・地域定着推進協議会などの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	1か所 (圏域)



第5章 障がい福祉サービスの見込み量及び確保方策

1. 障がい福祉サービス・指定相談支援の種類ごとの見込み量及び方策

本市は、2020年度の目標値の実現に向けて、障がい福祉サービス及び指定相談支援の各サービスについて、以下の見込み量で計画的に進めていくこととします。

(1) 訪問系サービス

サービス名	サービス内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。 障がいのある方の地域での生活を支えるために基本となるサービスで、利用者本人のために使われるサービスです。
重度訪問介護	重度の肢体不自由または重度の知的障がいもしくは精神障がいがあり常に介護を必要とする方に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行います。 このサービスでは、生活全般について介護サービスを手厚く提供することで、常に介護が必要な重い障がいがある方でも、在宅での生活が続けられるように支援します。
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障がいのある方が外出する際、ご本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、ご本人が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。 単に利用者が行きたいところに連れて行くだけでなく、外出先での情報提供や代読・代筆などの役割も担う、視覚障がいのある方の社会参加や地域生活において無くてはならないサービスです。
行動援護	行動に著しい困難を有する知的障がいや精神障がいのある方が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。 障がいの特性を理解した専門のヘルパーがこれらのサービスを行い、知的障がいや精神障がいのある方の社会参加と地域生活を支援します。
重度障がい者等 包括支援	常に介護を必要とする方のなかでも、特に介護の必要度が高い方に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に提供します。 このサービスでは、様々なサービスを組み合わせることで手厚く提供することにより、たとえ最重度の障がいのある方でも安心して地域での生活が続けられるよう支援します。

①サービス見込量

年間利用量、実人数

種類	2018(H30)年度	2019年度	2020年度
居宅介護 重度訪問介護	10,320 時間	10,428 時間	10,536 時間
同行援護 行動援護 重度障がい者等包括支援	75 人	76 人	77 人

②確保のための方策

重度・重複障がいのある人を含め、障がいのある人が安心して地域での生活ができるまちづくりを推進していきますが、高齢化とともに介護保険サービスへの移行者も増えることが見込まれるため、サービス量はほぼ横ばいで推移していくことが見込まれます。

このため、サービス提供事業者に対し、必要な情報を提供し、サービスへの参入を促進する等、サービスの供給体制と量を確保するとともに、各種研修会参加や専門的な人材の確保等、サービスの質的向上を図るよう働きかけます。

障がいのある人が安心して生活し、積極的に社会参加できるように、人材の養成や育成、潜在的な有資格者の活用など障がいのある人を支援する人材の確保に努めます。



(2) 日中活動系サービス

サービス名	サービス内容
生活介護	<p>障がい者支援施設などで、常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。</p> <p>このサービスでは、自立の促進、生活の改善、身体機能の維持向上を目的として通所により様々なサービスを提供し、障がいのある方の社会参加と福祉の増進を支援します。</p>
自立訓練 (機能訓練)	<p>身体障がいのある方または難病を患っている方などに対して、障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所または障がいのある方の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。</p> <p>このサービスでは、リハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーション、家事の訓練などの実践的なトレーニングを中心に一定の期間を決めて行い、障がいのある方などの地域生活への移行を支援します。</p>
自立訓練 (生活訓練)	<p>知的障がいまたは精神障がいのある方に対して、障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所または障がいのある方の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。このサービスでは、施設や病院に長期入所または長期入院していた方などを対象に、地域生活を送る上でまず身につけなくてはならない基本的なことを中心に訓練を行い、障がいのある方の地域生活への移行を支援します。</p>
就労移行支援	<p>就労を希望する 65 歳未満の障がいのある方に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。</p> <p>このサービスでは、一般就労に必要な知識・能力を養い、本人の適性に見合った職場への就労と定着をめざします。</p>
就労継続支援A型 (雇用型)	<p>企業等に就労することが困難な障がいのある方に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行います。</p> <p>このサービスを通じて一般就労に必要な知識や能力が高まった方は、最終的には一般就労への移行をめざします。</p>
就労継続支援B型 (非雇用型)	<p>通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がいのある方に対し、生産活動などの機会の提供、知識及び能力向上のために必要な訓練などを行うサービスです。このサービスを通じて生産活動や就労に必要な知識や能力が高まった方は、就労継続支援(A型)や一般就労への移行をめざします。</p>
就労定着支援	<p>2018(H30)年度から開始されるサービスで、障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。具体的には、企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により、生活リズム、家計や体調管理などに関する課題解決に向けて必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。</p>

サービス名	サービス内容
療養介護	<p>病院において医療的ケアを必要とする障がいのある方のうち常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。</p> <p>また、療養介護のうち医療にかかわるものを療養介護医療として提供します。</p> <p>このサービスでは、医療機関において医療的ケアと福祉サービスを併せて提供します。</p>
短期入所 (ショートステイ)	<p>自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がいのある方に障がい者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。このサービスは、介護者にとってのレスパイト(休息)サービスとしての役割も担っています。</p>

①サービス見込量

年間利用量、実人数

種類	2018(H30)年度	2019年度	2020年度
生活介護	36,464 人日	36,821 人日	37,178 人日
	147 人	147 人	147 人
自立訓練(機能訓練)	1,152 人日	960 人日	960 人日
	6 人	5 人	5 人
自立訓練(生活訓練)	1,176 人日	1,344 人日	1,344 人日
	7 人	8 人	8 人
就労移行支援	2,103 人日	2,452 人日	2,800 人日
	18 人	21 人	25 人
就労継続支援(A型)	7,244 人日	8,540 人日	9,836 人日
	36 人	41 人	46 人
就労継続支援(B型)	27,075 人日	28,629 人日	30,184 人日
	123 人	125 人	128 人
就労定着支援	1 人	1 人	1 人
療養介護	14 人	14 人	14 人
短期入所(福祉型)	1,272 人日	1,344 人日	1,344 人日
	28 人	30 人	30 人
短期入所(医療型)	7 人日	7 人日	7 人日
	1 人	1 人	1 人

②確保のための方策

障がいのある人の地域生活を推進するため、その状況やニーズに応じた適切な日中活動の場を確保することに努めます。このため、サービス事業者に対して必要な情報を提供していくとともに、新たなサービス事業者の参入もできるように努めます。

また、就労移行支援や就労継続支援、就労定着支援については、広域的な連携の中で必要なサービスが確保できるよう努めるとともに、関係機関や団体と連携し雇用先の確保や継続的な就労のための支援に努めます。

(3) 居住系サービス

サービス名	サービス内容
自立生活援助	2018(H30)年度から開始されるサービスで、集団生活ではなく一人暮らしを希望する障がいのある人のうち、知的障がいや精神障がいにより理解力や生活力などが十分でなく、一人暮らしができない人のために、定期的な巡回訪問による生活の確認や必要な助言を行います。また、利用者からの相談・要請に応じて訪問、電話、メール等による随時の対応を行います。
共同生活援助 (グループホーム) ^{※8}	障がいのある方に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。 このサービスでは、孤立の防止、生活への不安の軽減、共同生活による身体・精神状態の安定などが期待されます。
施設入所支援	施設に入所する障がいのある方に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。 生活介護などの日中活動と併せて、こうした夜間等におけるサービスを提供することで、障がいのある方の日常生活を一体的に支援します。

① サービス見込量

実人数

種類	2018(H30)年度	2019年度	2020年度
自立生活援助	3 人	3 人	3 人
共同生活援助	31 人	32 人	33 人
施設入所支援	97 人	96 人	95 人

② 確保のための方策

施設から地域生活への移行を推進するため、今後の利用ニーズの増加に応じた共同生活援助事業者の確保を図り、基盤整備が円滑に進むよう支援する必要があります。

このため、必要な情報提供を行い民間事業者の参入を促進するとともに、計画的な基盤整備については、市民の障がいに対する理解を深め、地域共生社会の実現に向けた取組を推進します。

^{※8} 2014(H26)年4月から共同生活介護(ケアホーム)は共同生活援助(グループホーム)へ一元化されました。

(4) 相談支援(サービス等利用計画等作成)

サービス名	サービス内容
計画相談支援 (サービス利用支援)	障がい福祉サービスの利用申請時の「サービス等利用計画案」の作成、サービス支給決定後の連絡調整、「サービス等利用計画」の作成を行います。 このサービスでは、障がいのある方の意思や人格を尊重し、常にご本人の立場で考え、障がいのある方が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援します。
計画相談支援 (継続サービス利用支援)	作成された「サービス等利用計画」が適切かどうかモニタリング(効果の分析や評価)し、必要に応じて見直しを行います。 このサービスでは、サービス利用支援と同様、障がいのある方の意思や人格を尊重し、常にご本人の立場で考え、障がいのある方が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援します。
地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している方または精神科病院に入院している方など、地域における生活に移行するために重点的に支援を必要としている方に対して、住居の確保などの地域生活に移行するための相談や必要な支援を行います。 このサービスでは、施設・病院からの退所・退院にあたって支援を必要とする方に、入所・入院中から新しい生活の準備等の支援を行うことで、障がいのある方の地域生活への円滑な移行をめざします。
地域定着支援	単身等で生活する障がいのある方に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。 このサービスでは、入所施設や精神科病院から退所または退院した方や地域生活が不安定な方などに、「見守り」としての支援を行うことで、障がいのある方の地域生活の継続をめざします。

① サービス見込量

種類	実人数		
	2018(H30)年度	2019年度	2020年度
計画相談支援	331 人	338 人	349 人
地域移行支援	1 人	1 人	1 人
地域定着支援	1 人	1 人	1 人

② 確保のための方策

障がいのある人が地域で安心して自立した生活を送る上で相談支援体制の構築は不可欠であることから、適切なサービスの利用に向けた定期的な計画相談を行う必要があります。

利用者がスムーズに計画相談支援を受けられるよう事業者の参入を働きかけます。

また、医療機関からの退院者及び福祉施設からの退所者が、地域での生活にスムーズに移行できるよう、地域移行支援・地域定着支援の普及を図ります。

2. 障がい児福祉サービスの見込み量及び確保方策

(1)障がい児通所支援

サービス名	サービス内容
児童発達支援	地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行うサービスです。
医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の向上、集団生活への適応訓練などの支援と治療を行うサービスです。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がい児が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。
保育所等訪問支援	障がい児が障がい児以外の児童との集団生活に適応することができるよう障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものです。支援には訪問支援員が当たります。
居宅訪問型児童発達支援	2018(H30)年度から開始されるサービスで、重症心身障がい児などの重度の障がい児等であって、児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児を対象に、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。

①サービス見込み量

年間利用量、実人数

種類	2018(H30)年度	2019年度	2020年度
児童発達支援	4,320 人日	4,593 人日	4,771 人日
	82 人	87 人	90 人
医療型児童発達支援	0 人日	0 人日	0 人日
	0 人	0 人	0 人
放課後等デイサービス	8,315 人日	8,728 人日	9,078 人日
	91 人	102 人	114 人
保育所等訪問支援	86 人日	90 人日	94 人日
	20 人	21 人	22 人
居宅訪問型児童発達支援	23 人日	23 人日	23 人日
	1 人	1 人	1 人

②確保のための方策

障がい児支援は、将来的な社会生活に向けた早期療育の観点から、療育目標を設定した個別プログラムの策定及び評価を行うこと等、専門性の高いサービスとして、ニーズに応じたサービス提供体制の充実に努めます。

(2)障がい児相談支援

サービス名	サービス内容
障がい児相談支援	障がい児が障がい児通所支援(児童発達支援・放課後等デイサービスなど)を利用する前に障がい児支援利用計画を作成し(障がい児支援利用援助)、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う(継続障がい児支援利用援助)等の支援を行います。

①サービス見込量

種類	実人数		
	2018(H30)年度	2019年度	2020年度
障がい児相談支援	179 人	199 人	219 人
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	0 人	1 人	1 人

②確保のための方策

2019(H31)年度から新たに「医療的ケア児に対する関連分野支援コーディネーター」の配置を見込みます。

●児童発達支援センター●

地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設です。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があります。

障がい児に対する通所施設は、以前は障がい種別ごとに分かれていましたが、複数の障がいに対応できるよう 2012(H24)年度から一元化が行われました。ただし、これまで同様に障がいの特性に応じたサービス提供も認められています。



3. 地域生活支援事業の見込み量及び確保方策

サービス名	サービス内容
理解促進研修・啓発事業	障がいのある方が日常生活及び社会生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある方に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。
自発的活動支援事業	障がいのある方、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動(ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など)を支援します。
相談支援事業	<p>①相談支援</p> <p>障がいのある方、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援します。また、(自立支援)協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行います。</p> <p>②基幹相談支援センターの設置</p> <p>地域における相談支援の中核的役割を担う機関として、総合的な相談業務の実施や地域の相談体制の強化の取組等を行います。</p>
成年後見制度利用支援事業	障がい福祉サービスを利用したまたは利用しようとする知的障がいのある方または精神障がいのある方に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費の全てまたは一部について補助を行います。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方のために、手話通訳者や要約筆記者の派遣などを行います。
日常生活用具給付等事業	重度障がいのある方等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付または貸与を行います。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がいのある方との交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員(日常会話程度の手話表現技術を取得した者)の養成研修を行います。入門課程、基礎課程があり、2年度に渡って受講したのち修了となります。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある方について、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター機能強化事業	障がいのある方に対し、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。
福祉ホームの運営	住居を必要としている人に、低額な料金で、居室等を提供するとともに日常生活に必要な支援を行います。
生活訓練等事業	障がい者に対して、日常生活を行う上で必要な訓練・指導を行い、自立した生活の促進を図ります。(パソコン教室・調理実習・夏期社会適応訓練)
日中一時支援事業	一時的に見守り等の支援が必要な障がいのある人に、日中活動の場を提供し、家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。
社会参加支援事業	スポーツ・芸術文化活動等を行うことにより、障がいのある人の社会参加の促進を図ります。
更生訓練費給付事業	就労移行支援事業または、自立訓練事業の利用者等を対象に、更生訓練費を支給し、就労支援の促進を図ります。
自動車運転免許取得・改造助成	自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。
知的障がい者職親委託制度	知的障がいのある人を一定期間、事業経営者等の私人に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行うことによって就職に必要な技能を与えるとともに雇用促進を図ります。

①サービス見込量

サービス名			2018(H30)年度	2019年度	2020年度	
理解促進研修・啓発事業	有無	計画	有	有	有	
自発的活動支援事業	有無	計画	有	有	有	
障がい者相談支援事業	箇所	計画	3	3	3	
基幹相談支援センター	有無	計画	有	有	有	
基幹相談支援センター等機能強化事業	有無	計画	有	有	有	
住宅入居等支援事業	有無	計画	有	有	有	
成年後見制度利用支援事業	人	計画	4	5	6	
成年後見制度法人後見支援事業	有無	計画	有	有	有	
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件	計画	120	120	120	
手話通訳者設置事業	人	計画	1	1	1	
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	件	計画	10	10	10
	自立生活支援用具	件	計画	5	5	5
	在宅療養等支援用具	件	計画	20	20	20
	情報・意思疎通支援用具	件	計画	16	16	16
	排泄管理支援用具	件	計画	1,113	1,138	1,160
	居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件	計画	2	2	2
手話奉仕員養成研修事業 (受講者) (修了者)	人	計画	20 -	20 20	20 -	
移動支援事業 (個別支援型)	時間	計画	1,057	1,042	1,031	
	人	計画	12	12	12	
移動支援事業 (車両輸送型)	時間	計画	2,017	1,997	1,982	
	人	計画	68	67	66	
地域活動支援センター	箇所	計画	1	1	1	
	人	計画	15	15	15	
福祉ホームの運営	有無	計画	有	有	有	
生活訓練等事業	有無	計画	有	有	有	
日中一時支援事業	有無	計画	有	有	有	
社会参加支援事業	有無	計画	有	有	有	
更生訓練費給付事業	有無	計画	有	有	有	
自動車運転免許取得・改造助成	有無	計画	有	有	有	
知的障がい者職親委託制度	有無	計画	有	有	有	

②確保のための方策

地域生活支援事業は、障がい者や障がい児が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて実施する事業です。相談支援事業をはじめ、移動支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、日中一時支援事業などの提供を行います。

移動支援事業、意思疎通支援事業のサービス量を確保するためには、サービスを提供するガイドヘルパー、手話通訳者、要約筆記奉仕員などの人材の確保を図ることが特に重要であり、サービスに必要な人材育成を支援するほか、効果的、効率的な運用やサービスの提供を図ります。

また、日常生活用具給付等事業は、生活用具に関する対象品目の整備・充実に努めます。



第6章 計画の達成状況の点検及び評価

1. 点検及び評価の基本的な考え方

本計画の推進にあたっては、計画に盛り込んだ施策の実施状況や進捗状況を点検し、施策の見直しや次期計画の策定に向けた評価を実施します。

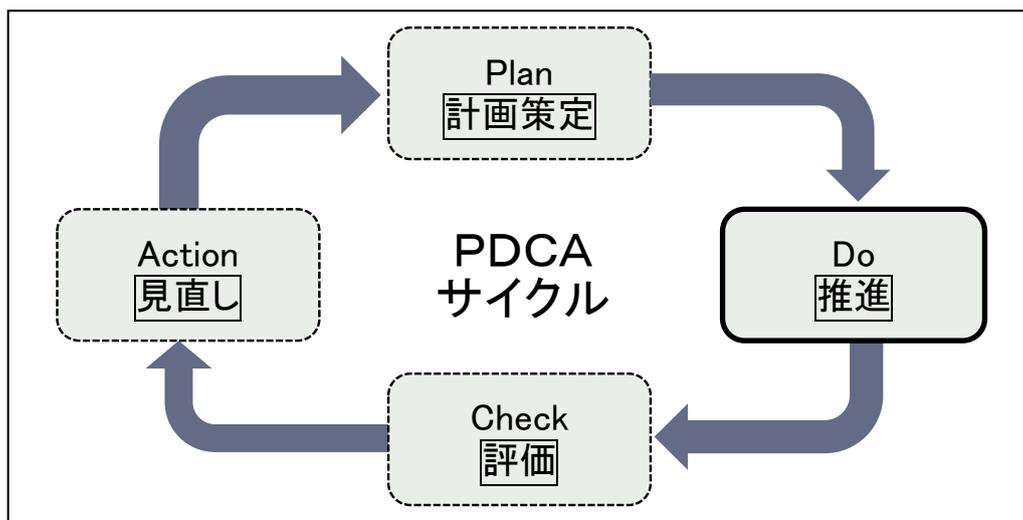
国の基本指針に即して、毎年度、計画期間の各年度におけるサービス見込量のほか、2020年度末の目標値として設定した項目について、施設入所者の地域生活への移行が進んでいるか、一般就労への移行が進んでいるか等、見込量や目標値の達成状況を点検及び評価し、この結果に基づいて、計画の見直しを実施します。

2. 点検及び評価体制

計画の達成状況の点検及び評価にあたっては、保健、医療、福祉の関係機関・団体の代表者等で構成する「東部第2サブ圏域障がい者自立支援協議会」を活用し、当協議会が継続して計画を点検及び評価する役割を担います。

3. 点検及び評価結果の周知

吉野川市障がい福祉計画策定委員会へ報告するほか、3年ごとに市ホームページ等を通じて、広く市民に周知を図ります。



資料

1. アンケート調査結果（障がい児）

I 調査の概要及び回答者の属性

1 調査の概要

（1）調査目的

本調査は、「障がい児福祉計画」の策定にあたり、市民の福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握することを目的に実施した。

（2）調査対象及び調査方法

項目	内容
調査対象	吉野川市在住の18歳以下で次の項目のいずれかに該当する方の保護者 ○身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を交付されている方 ○通所受給者証・福祉サービス受給者証を交付されている方
回収数	44
調査方法	郵送法
調査時期	平成29年9月
調査地域	吉野川市全域

2 本調査報告書の基本的な事項

（1）数値の基本的な取り扱いについて

- ①比率は全て百分率(%)で表し、小数点以下2位を四捨五入して算出している。従って、合計が100%を上下する場合もある。
- ②基数となるべき実数は、“n=〇〇〇”として掲載し、各比率はnを100%として算出している。
- ③質問の終わりに【複数回答】とある問は、1人の回答者が2つ以上の回答を出しても良い問である。従って、各回答の合計比率は100%を超える場合がある。

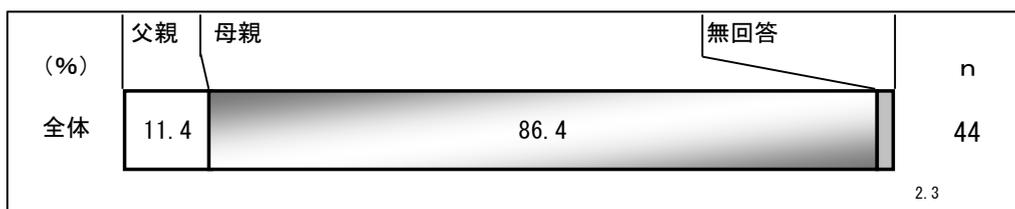
3 回答者

(1) 回答者

問1 お答えいただくのは、どなたですか。

本調査の回答者は、「母親」(86.4%、38件)、「父親」(11.4%、5件)となっている。

図表 回答者（全体）



II 調査結果

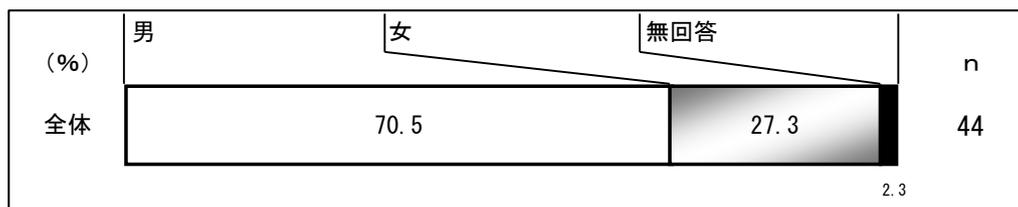
1 子どもの属性について

(1) 性別

問2-1 性別

性別は、「男」(70.5%、31件)、「女」(27.3%、12件)となっている。

図表 性別（全体）

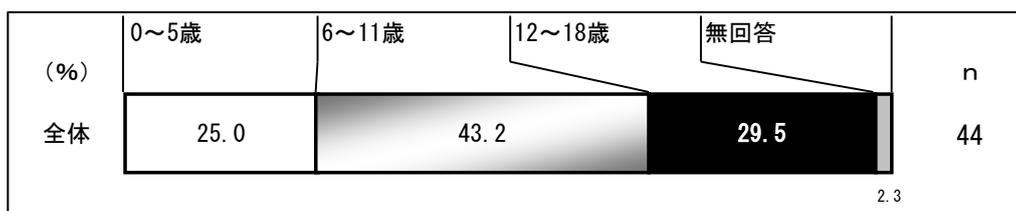


（2）年齢

問 2-2 年齢

年齢は、「6～11歳」（43.2%、19件）、「12～18歳」（29.5%、13件）、「0～5歳」（25.0%、11件）となっている。

図表 年齢（全体）

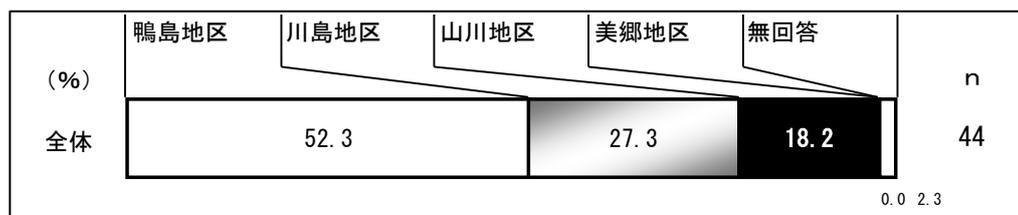


（3）居住地

問 2-3 お住まいの地域はどちらですか。

居住地は、「鴨島地区」（52.3%、23件）、「川島地区」（27.3%、12件）、「山川地区」（18.2%、8件）となっている。^{※9}

図表 居住地（全体）



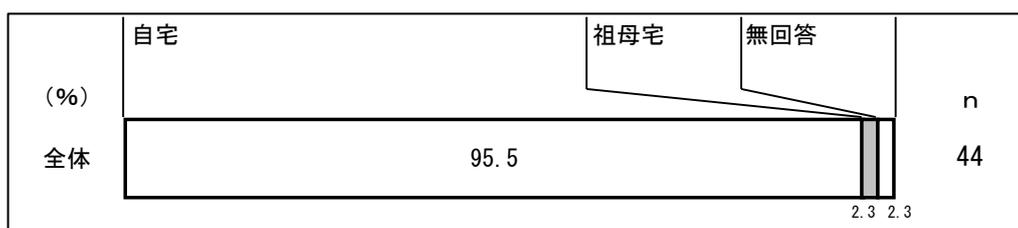
^{※9} 「美郷地区」の回答数は0であった。

（４）現在の住まい

問 2-4 現在、お子さんはどこで暮らしていますか。

現在の住まいについては、「自宅」（95.5%、42 件）、「祖母宅」（2.3%、1 件）となっている。

図表 現在の住まい（全体）

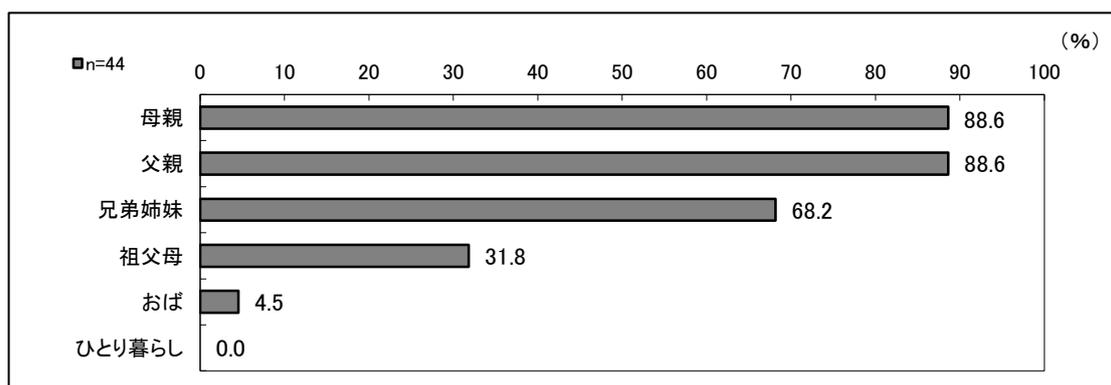


（５）同居者の続柄

問 2-5 お子さんはどなたと一緒に暮らしていますか。(問 2-4 で「2 障がい者向け住宅」「3 入所の福祉施設」と答えた方は「1 ひとり暮らし」に○をしてください。)【複数回答】

同居者の続柄は、「父親」・「母親」（同率 88.6%、39 件）、「兄弟姉妹」（68.2%、30 件）、「祖父母」（31.8%、14 件）、「おば」（4.5%、2 件）となっている。

図表 同居者の続柄（全体／複数回答）



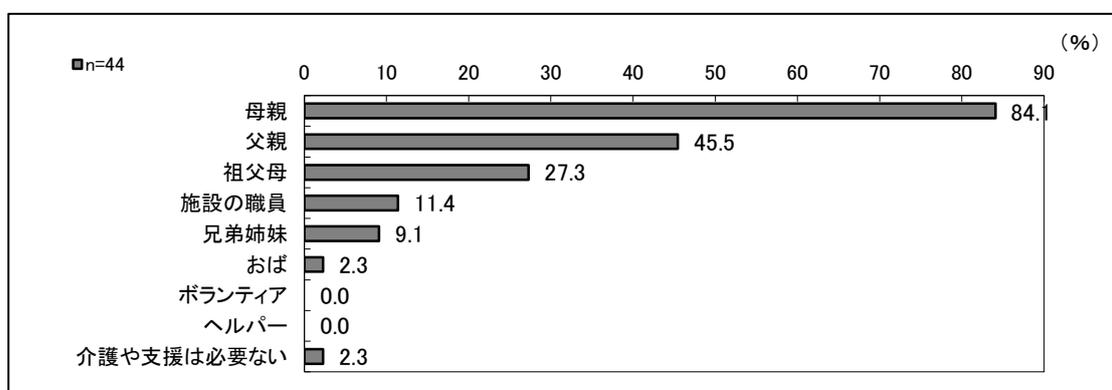
（6）主な介護者

問 2-6 主にお子さんの介護や支援をしている方はどなたですか。【複数回答】

主な介護者については、「母親」（84.1%、37 件）、「父親」（45.5%、20 件）、「祖父母」（27.3%、12 件）、「施設の職員」（11.4%、5 件）、「兄弟姉妹」（9.1%、4 件）、「おば」（2.3%、1 件）となっている。

なお、「介護や支援は必要ない」は2.3%（1 件）であった。

図表 主な介護者（全体／複数回答）

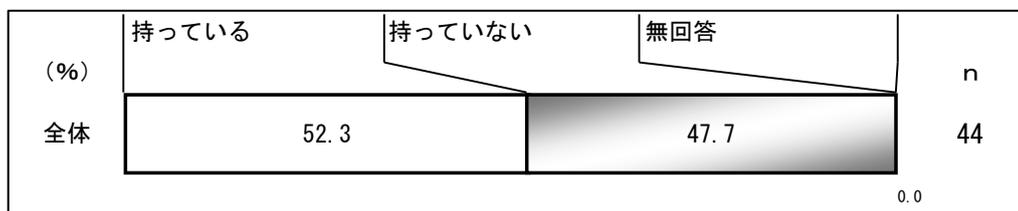


（7）障がい者手帳を持っているか

問 2-7 お子さんは障がい者手帳をお持ちですか。

障がい者手帳を持っているかについては、「持っている」（52.3%、23 件）、「持っていない」（47.7%、21 件）となっている。

図表 障がい者手帳を持っているか（全体）



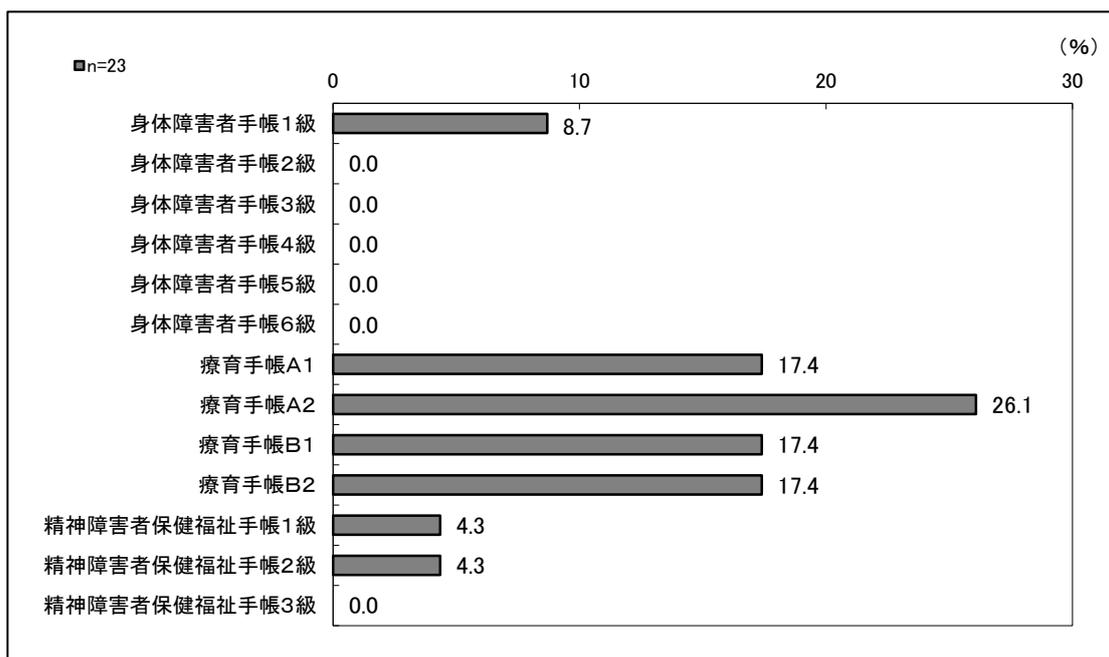
2 障がいや疾病の状況について

(1) 手帳の種類

問 3-1 お子さんがお持ちの障がい者手帳は以下のどれですか。【複数回答】

手帳等の種類については、以下のとおりとなっている。

図表 手帳の種類（全体／複数回答）

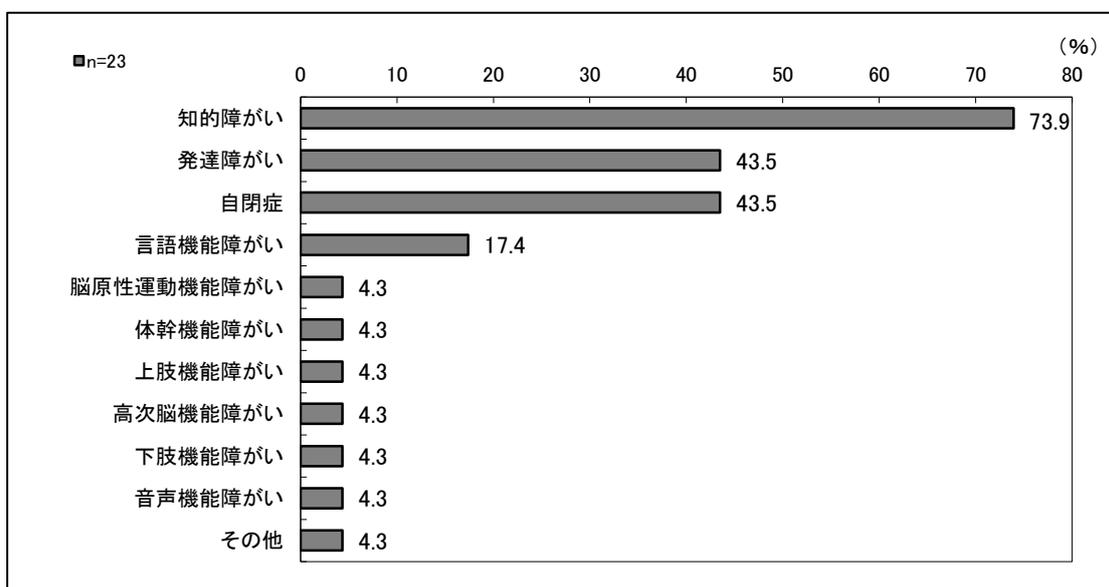


（2）障がいの種類

問 3-2 お子さんの障がい等の種類をお答えください。【複数回答】

障がいの種類については、「知的障がい」（73.9%、17件）、「発達障がい」・「自閉症」（同率43.5%、10件）、「言語機能障がい」（17.4%、4件）、「音声機能障がい」・「上肢機能障がい」・「下肢機能障がい」・「体幹機能障がい」・「脳原性運動機能障がい」・「高次脳機能障がい」・「その他」（同率4.3%、1件）となっている。

図表 障がいの種類（全体／複数回答）

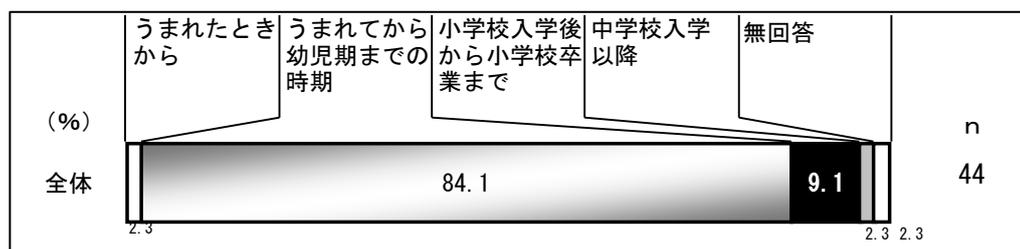


（3）手帳や受給者証を交付された時期

問 3-3 障がい者手帳や受給者証をはじめて交付されたのはいつですか。

手帳や受給者証を交付された時期については、「うまれてから幼児期までの時期」（84.1%、37 件）、「小学校入学後から小学校卒業まで」（9.1%、4 件）、「うまれたときから」・「中学校入学以降」（同率 2.3%、1 件）となっている。

図表 手帳や受給者証を交付された時期（全体）

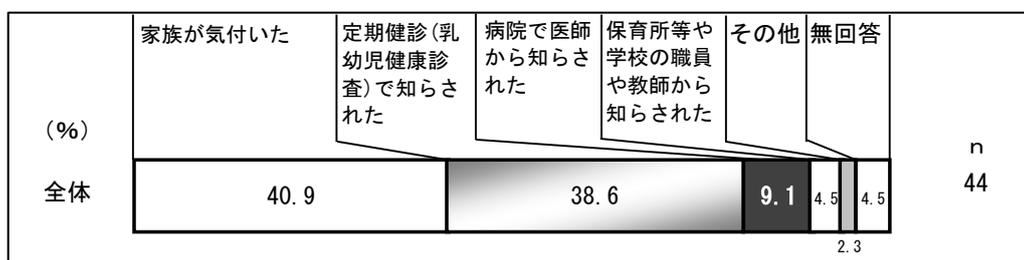


（4）発達の不安や障がいに気付いたきっかけ

問 3-4 お子さんの発達の不安や障がいに気付いたきっかけは何ですか。

発達の不安や障がいに気付いたきっかけについては、「家族が気付いた」（40.9%、18 件）、「定期健診（乳幼児健康診査）で知らされた」（38.6%、17 件）、「病院で医師から知らされた」（9.1%、4 件）、「保育所等や学校の職員や教師から知らされた」（4.5%、2 件）、「その他」（2.3%、1 件）となっている。

図表 発達の不安や障がいに気付いたきっかけ（全体）

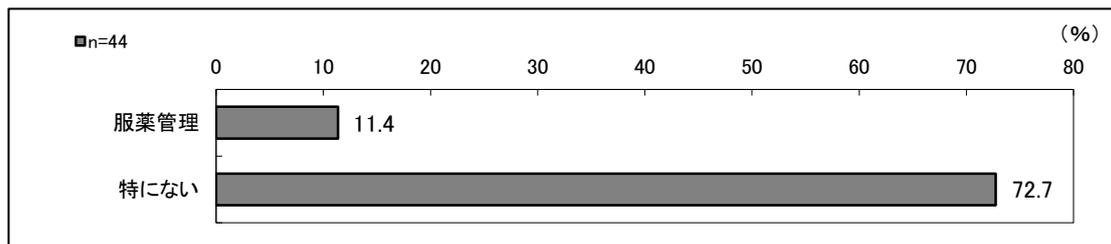


（5）現在受けている医療的ケア

問 3-5 お子さんが現在受けている医療的ケアをお答えください。【複数回答】

現在受けている医療的ケアについての回答は、「服薬管理」（11.4%、5件）となっており、「特にない」が72.7%（32件）と高率となっている。

図表 現在受けている医療的ケア（全体／複数回答）



3 子どもの療育・教育について

(1) さらなる充実が必要な教育や学校生活

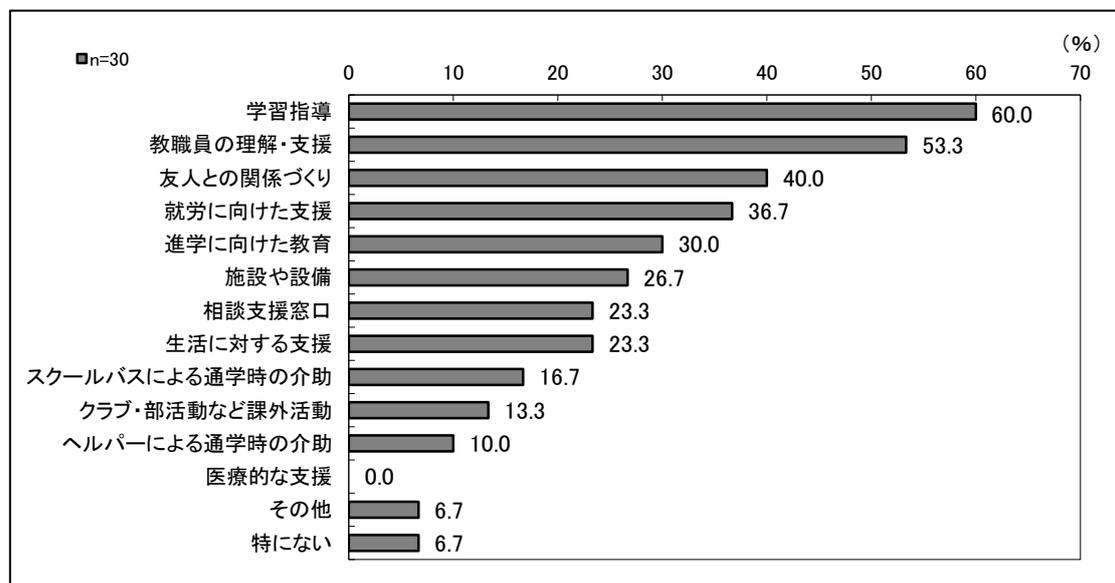
【問 4-1 は、就学中のお子さんについて、お聞きします。】

問 4-1 お子さんが受けている療育・教育や学校生活について、さらに充実が必要な点は何ですか。【複数回答】

さらなる充実が必要な療育・教育や学校生活については、「学習指導」（60.0%、18 件）、「教職員の理解・支援」（53.3%、16 件）、「友人との関係づくり」（40.0%、12 件）、「就労に向けた支援」（36.7%、11 件）が上位となっている。

次いで「進学に向けた教育」（30.0%、9 件）、「施設や設備」（26.7%、8 件）、「生活に対する支援」・「相談支援窓口」（同率 23.3%、7 件）、「スクールバスによる通学時の介助」（16.7%、5 件）、「クラブ・部活動など課外活動」（13.3%、4 件）、「ヘルパーによる通学時の介助」（10.0%、3 件）、「その他」・「特にない」（同率 6.7%、2 件）となっている。「その他」としては、「支援学校に待つことなくすぐ行けるようにしてほしい」、「ワーシャルスキル」との回答があった。

図表 さらなる充実が必要な教育や学校生活（全体／複数回答）



（2）放課後や夏休みなどの長期休業中の過ごし方

【問 4-2 は、就学中のお子さんについて、お聞きします。】

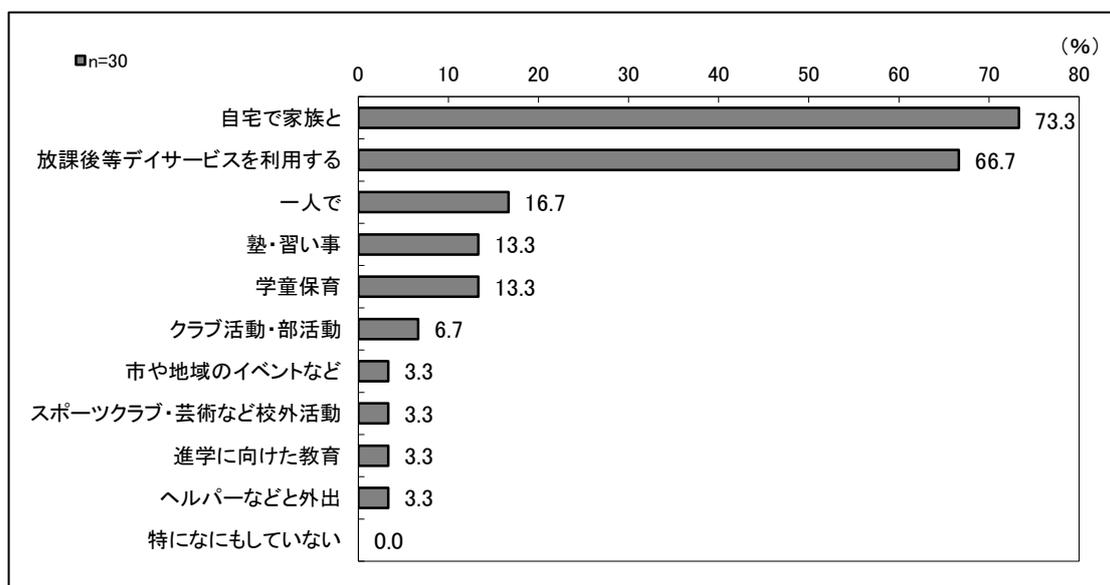
問 4-2 お子さんは放課後や夏休みなどの長期休業中はどのように過ごしていますか。

【複数回答】

放課後や夏休みなどの長期休業中の過ごし方については、「自宅で家族と」（73.3%、22 件）、「放課後等デイサービスを利用する」（66.7%、20 件）が上位となっている。

次いで、「一人で」（16.7%、5 件）、「塾・習い事」・「学童保育」（同率 13.3%、4 件）、「クラブ活動・部活動」（6.7%、2 件）、「ヘルパーなどと外出」・「進学に向けた教育」・「スポーツクラブ・芸術など校外活動」・「市や地域のイベントなど」（同率 3.3%、1 件）となっている。

図表 放課後や夏休みなどの長期休業中の過ごし方（全体／複数回答）



4 子どもの将来について

(1) 将来どこで暮らしてほしいか

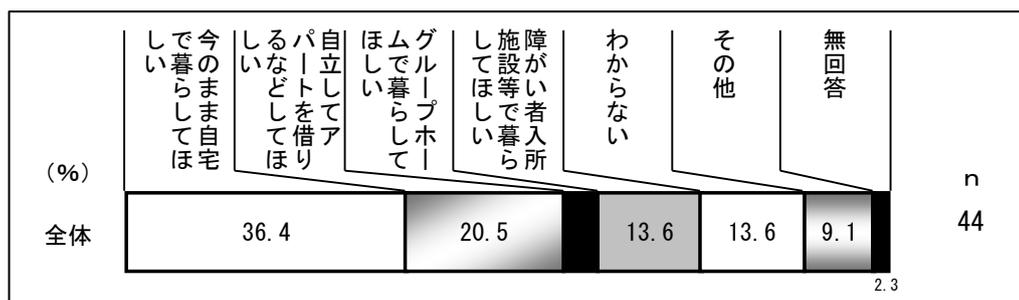
問 5-1 お子さんは、将来どこで暮らしてほしいですか。

将来どこで暮らしてほしいかについては、「今のまま自宅で暮らしてほしい」（36.4%、16件）、「自立してアパートを借りるなどしてほしい」（20.5%、9件）が上位となっている。「その他」に含まれる回答にも進学・就職を機に独立してほしいといった内容の回答があった。

次いで、「障がい者入所施設等で暮らしてほしい」（13.6%、6件）、「グループホームで暮らしてほしい」（4.5%、2件）、「その他」（9.1%、4件）の順となっている。

「わからない」は13.6%（6件）であった。

図表 将来どこで暮らしてほしいか



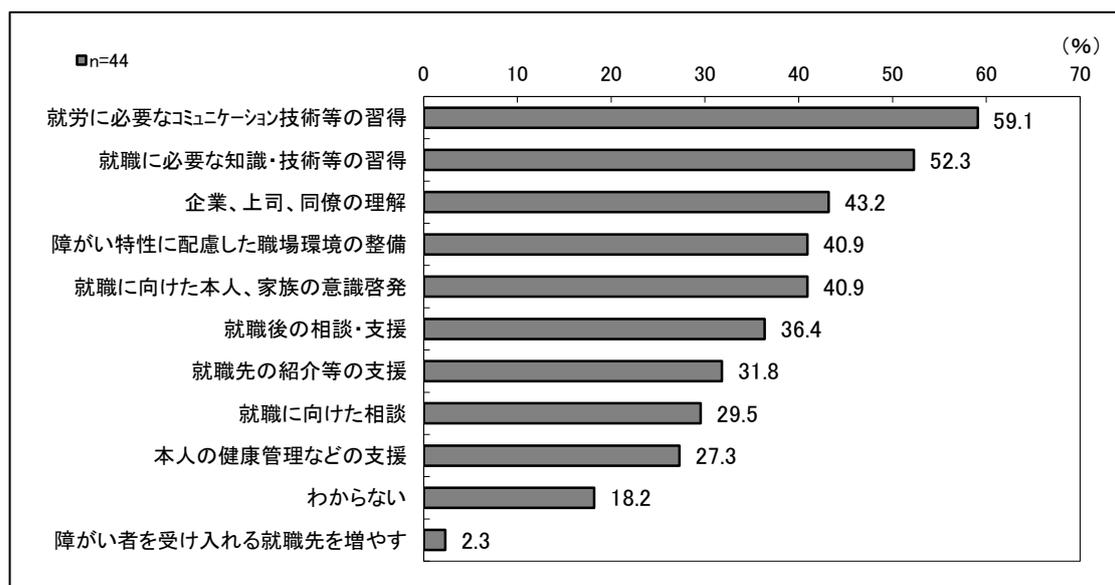
（2）将来仕事に就くために重要だと思うこと

問 5-2 お子さんが将来仕事に就くために重要だと思われることは何ですか。【複数回答】

将来仕事に就くために重要だと思うことについては、「就労に必要なコミュニケーション技術等の習得」(59.1%、26件)が第1位となっている。次いで「就職に必要な知識・技術等の習得」(52.3%、23件)、「企業、上司、同僚の理解」(43.2%、19件)、「障がい特性に配慮した職場環境の整備」・「就職に向けた本人、家族の意識啓発」(同率40.9%、18件)、「就職後の相談・支援」(36.4%、16件)、「就職先の紹介等の支援」(31.8%、14件)が続いている。

さらに、「就職に向けた相談」(29.5%、13件)、「本人の健康管理などの支援」(27.3%、12件)、「わからない」(18.2%、8件)、「障がい者を受け入れる就職先を増やす」(2.3%、1件)となっている。

図表 将来仕事に就くために重要だと思うこと（全体／複数回答）



5 住まいの状況や外出について

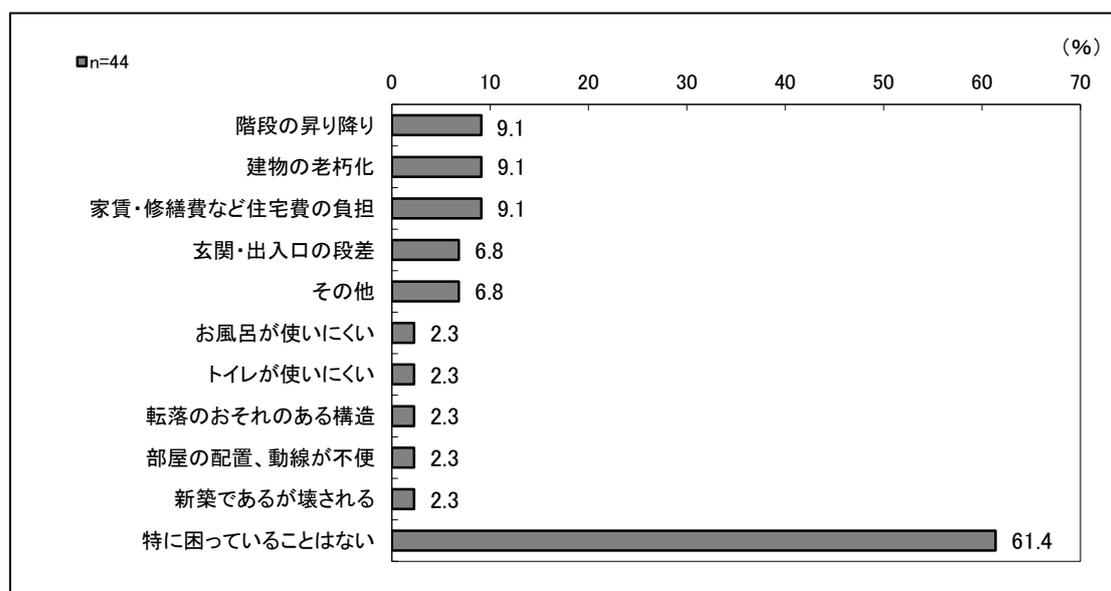
（1）住まいについて困っていること

問 6-1 お住まいで困っていることがありますか。【複数回答】

住まいについて困っていることについては、「階段の昇り降り」・「建物の老朽化」・「家賃・修繕費など住宅費の負担」が同率 9.1%（4 件）で第 1 位となっており、次いで「玄関・出入口の段差」（6.8%、3 件）「お風呂が使いにくい」・「トイレが使いにくい」・「転落のおそれのある構造」・「部屋の配置、動線が不便」・「新築であるが壊される」（同率 2.3%、1 件）となっている。

なお、「特に困っていることはない」は 61.4%（27 件）であった。

図表 住まいについて困っていること（全体／複数回答）



（2）外出する際に困ったり不便に感じること

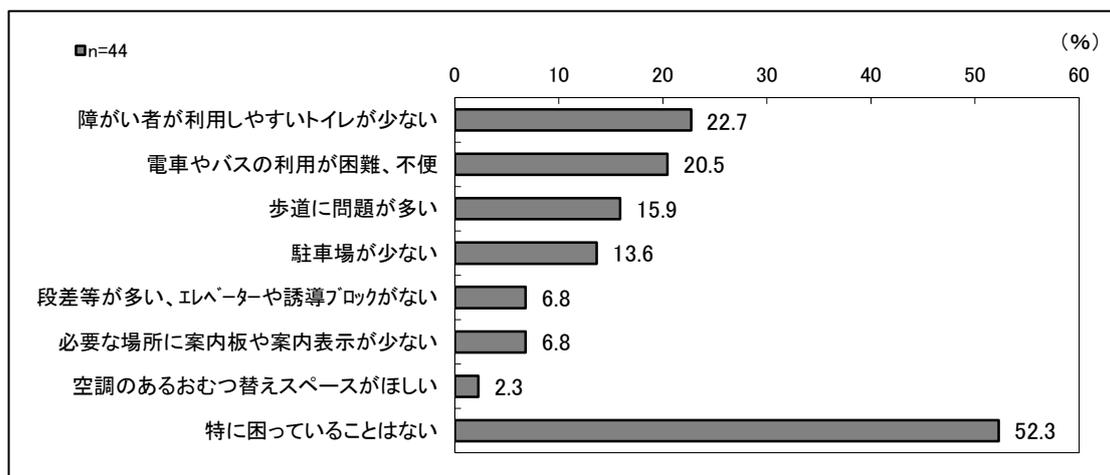
問 6-2 外出先で不便に感じたり、困っていることがありますか。【複数回答】

外出する際に困ったり不便に感じることについては、「障がい者が利用しやすいトイレが少ない」（22.7%、10 件）・「電車やバスの利用が困難、不便」（20.5%、9 件）が上位となっている。電車やバスの利用が困難、不便な理由としては、「不安定時の大声」、「座り込みによる」との回答があった。

次いで「歩道に問題が多い」（15.9%、7 件）、「駐車場が少ない」（13.6%、6 件）、「段差等が多い、エレベーターや誘導ブロックがない」・「必要な場所に案内板や案内表示が少ない」（同率 6.8%、3 件）、「空調のあるおむつ替えスペースがほしい」（2.3%、1 件）と続く。

なお、「特に困っていることはない」は 52.3%（23 件）であった。

図表 外出する際に困ったり不便に感じること（全体／複数回答）



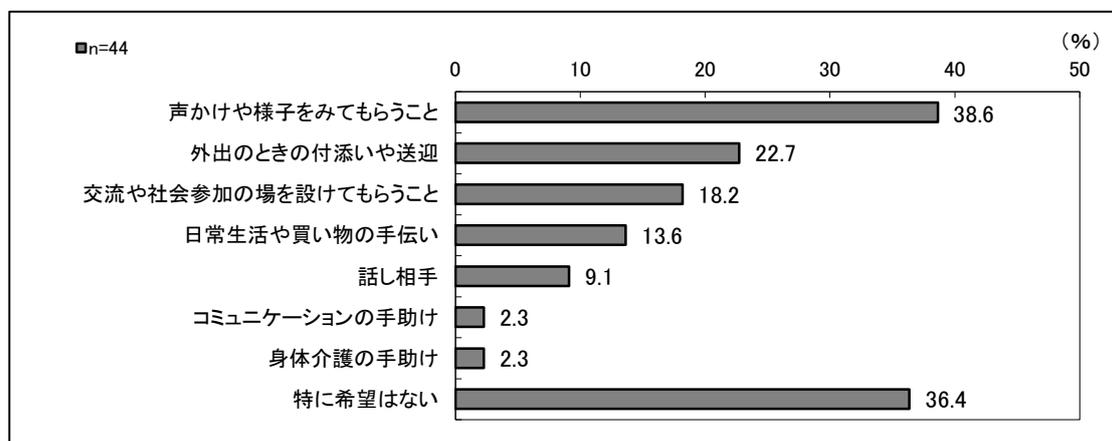
（3）ボランティアにお願いしたいこと

問 6-3 ボランティアにお願いしたいことはありますか。【複数回答】

ボランティアにお願いしたいことについては、「声かけや様子を見てもらうこと」が 38.6%（17 件）で第 1 位となっており、次いで「外出のときの付添いや送迎」（22.7%、10 件）、「交流や社会参加の場を設けてもらうこと」（18.2%、8 件）、「日常生活や買い物の手伝い」（13.6%、6 件）、「話し相手」（9.1%、4 件）、「コミュニケーションの手助け」・「身体介護の手助け」（同率 2.3%、1 件）となっている。

なお、「特に希望はない」は 36.4%（16 件）であった。

図表 ボランティアにお願いしたいこと（全体／複数回答）



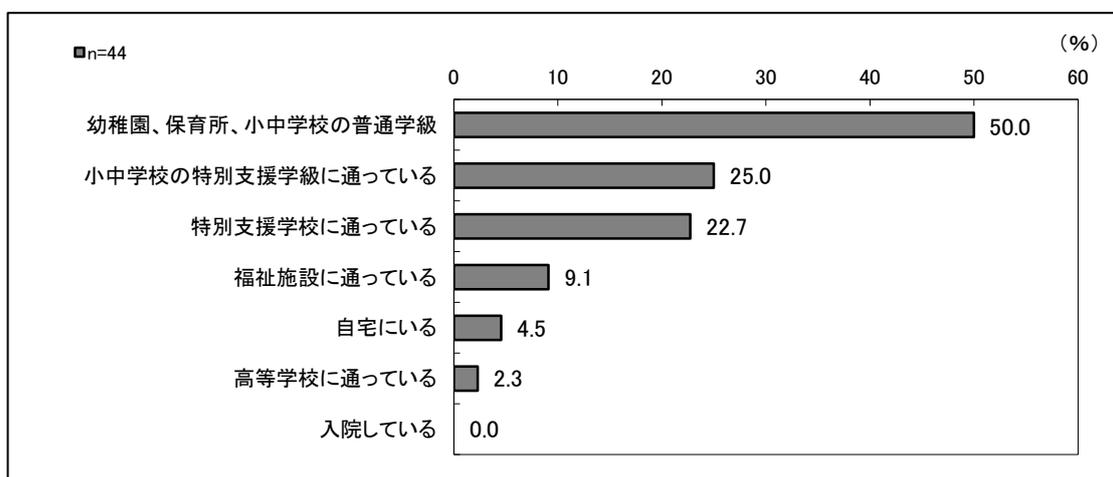
6 子どもの日常生活や相談について

(1) 日中の主な過ごし方

問 7-1 ふだんの昼間の時間はどのように過ごしていますか。【複数回答】

日中の主な過ごし方については、「幼稚園、保育所、小中学校の普通学級」(50.0%、22件)が第1位となっており、次いで「小中学校の特別支援学級に通っている」(25.0%、11件)、「特別支援学校に通っている」(22.7%、10件)、「福祉施設に通っている」(9.1%、4件)、「自宅にいる」(4.5%、2件)、「高等学校に通っている」(2.3%、1件)となっている。

図表 日中の主な過ごし方（全体／複数回答）

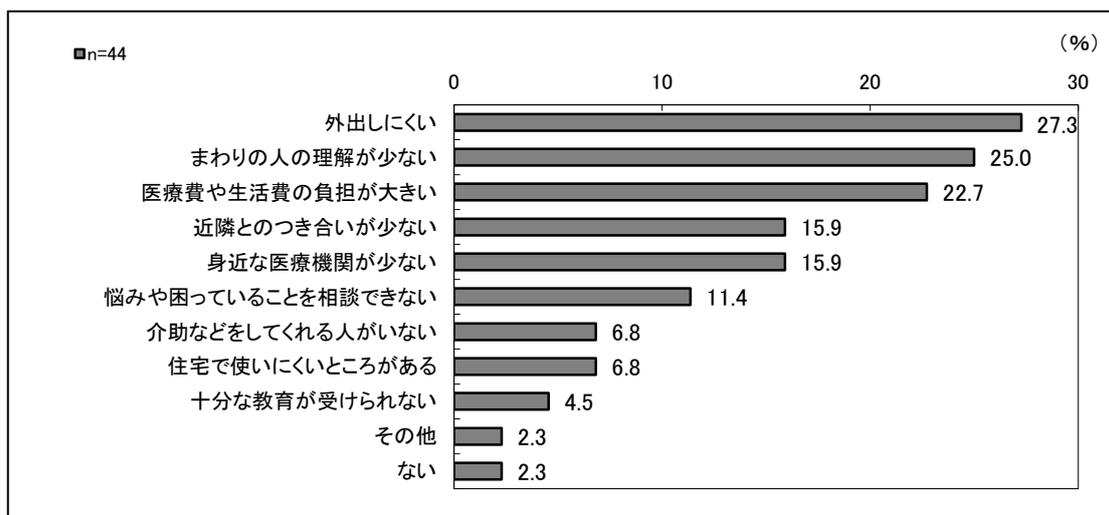


（2）日常生活で困っていること

問 7-2 お子さんの日常生活において、困っていることがありますか。【複数回答】

日常生活で困っていることについては、「外出しにくい」（27.3%、12 件）、「まわりの人の理解が少ない」（25.0%、11 件）、「医療費や生活費の負担が大きい」（22.7%、10 件）、「近隣とのつき合いが少ない」・「身近な医療機関が少ない」（同率 15.9%、7 件）、「悩みや困っていることを相談できない」（11.4%、5 件）、「介助などをしてくれる人がいない」・「住宅で使いにくいところがある」（同率 6.8%、3 件）、「十分な教育が受けられない」（4.5%、2 件）となっている。「その他」（2.3%、1 件）として、「病院によっては差別するところがある、言葉が話せないのを変な目で見られる」との回答があった。なお、「ない」との回答は（2.3%、1 件）であった。

図表 日常生活で困っていること（全体／複数回答）



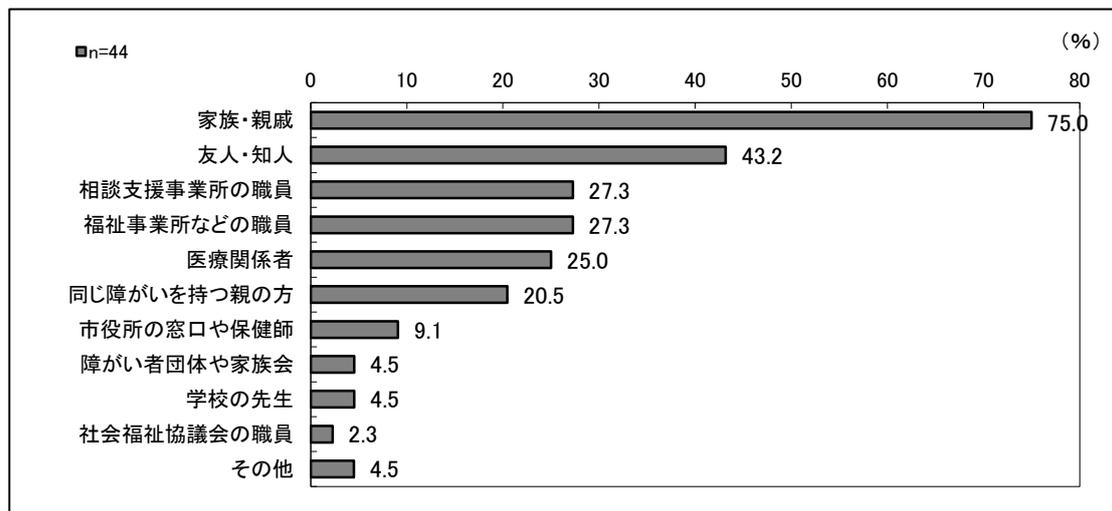
（3）困ったときの相談先

問 7-3 お子さんの日常生活で困ったことや悩みについて、誰に相談していますか。
【複数回答】

困ったときの相談先については、「家族・親戚」が 75.0%（33 件）と高率で第 1 位となっている。

次いで「友人・知人」（43.2%、19 件）、「相談支援事業所の職員」・「福祉事業所などの職員」（同率 27.3%、12 件）、「医療関係者」（25.0%、11 件）、「福祉事業所などの職員」・「同じ障がいを持つ親の方」（同率 20.5%、9 件）、「市役所の窓口や保健師」（9.1%、4 件）、「障がい者団体や家族会」・「学校の先生」（同率 4.5%、2 件）、「社会福祉協議会の職員」（2.3%、1 件）、「その他」（4.5%、2 件）となっている。

図表 困ったときの相談先（全体／複数回答）



7 災害対策について

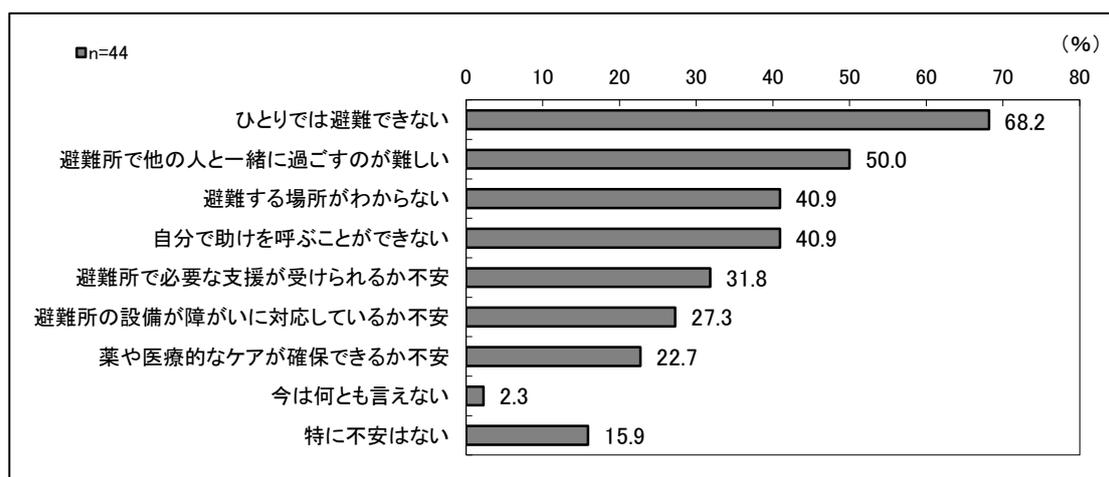
（1）災害時に不安に感じること

問 8-1 災害時に、お子さんに対しどのようなことに不安を感じますか。【複数回答】

災害時に不安に感じることについては、「ひとりでは避難できない」（68.2%、30件）、「避難所で他の人と一緒に過ごすのが難しい」（50.0%、22件）、「避難する場所がわからない」・「自分で助けを呼ぶことができない」（同率 40.9%、18件）、「避難所で必要な支援が受けられるか不安」（31.8%、14件）、「避難所の設備が障がいに対応しているか不安」（27.3%、12件）、「薬や医療的なケアが確保できるか不安」（22.7%、10件）、「今は何ともいえない」（2.3%、1件）となっている。

「特に不安はない」は 15.9%（7件）であった。

図表 災害時に不安に感じること（全体／複数回答）

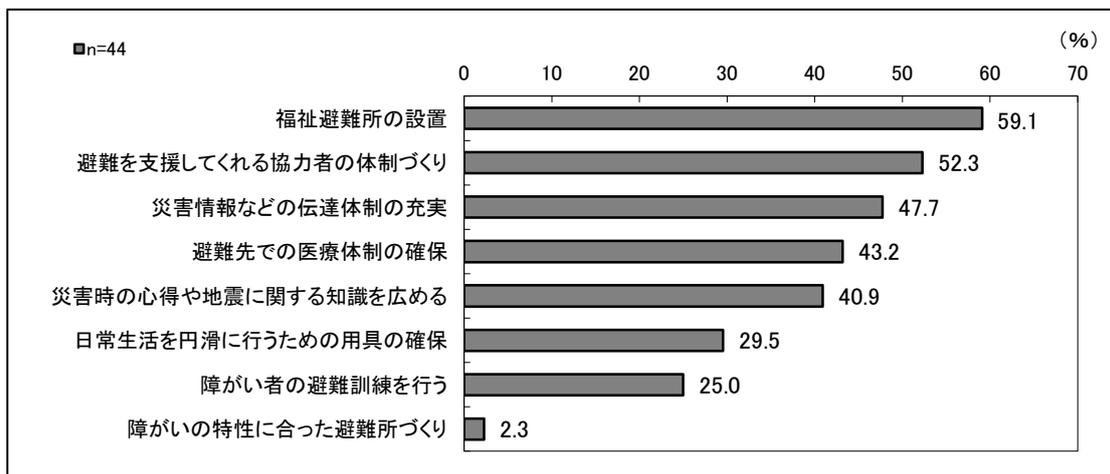


（2）災害に備えて市が力を入れる必要があること

問 8-2 災害に備えて、市はどのようなことに力を入れる必要があると思いますか。
【複数回答】

災害に備えて市が力を入れる必要があることについては、「福祉避難所の設置」（59.1%、26 件）が第 1 位となっており、次いで「避難を支援してくれる協力者の体制づくり」（52.3%、23 件）、「災害情報などの伝達体制の充実」（47.7%、21 件）、「避難先での医療体制の確保」（43.2%、19 件）、「災害時の心得や地震に関する知識を広める」（40.9%、18 件）、「日常生活を円滑に行うための用具の確保」（29.5%、13 件）、「障がい者の避難訓練を行う」（25.0%、11 件）、「障がいの特性に合った避難所づくり」（2.3%、1 件）となっている。

図表 災害に備えて市が力を入れる必要があること（全体／複数回答）



8 障がいのある人に対する理解について

（1）障がいのある人への理解が進んでいると思うか

問 9-1 障がいのある人に対し、人々の理解が進んでいると思いますか。

障がいのある人への理解が進んでいると思うかについては、「進んでいる」がわずか 4.5%（2 件）なのに対し、「進んでいない」（43.2%、19 件）と「まだ不十分」（36.4%、16 件）は合わせて 79.6%（35 件）となっている。

「わからない」は 11.4%（5 件）であった。

図表 障がいのある人への理解が進んでいると思うか（全体）

	進んでいる	まだ不十分	進んでいない	わからない	無回答	n
(%)						
全体	4.5	36.4	43.2	11.4	4.5	44

（2）差別や偏見を感じることもあるか

問 9-2 日ごろの生活の中で差別や偏見を感じることはありますか。

差別や偏見を感じることもあるかについては、「特に感じない」はわずか 6.8%（3 件）、なのに対し、「時々感じる」（45.5%、20 件）と「いつも感じる」（25.0%、11 件）は合わせて 70.5%（31 件）と高率であった。

「わからない」は 18.2%（8 件）となっている。

図表 差別や偏見を感じることもあるか（全体）

	いつも感じる	時々感じる	特に感じない	わからない	無回答	n
(%)						
全体	25.0	45.5	6.8	18.2	4.5	44

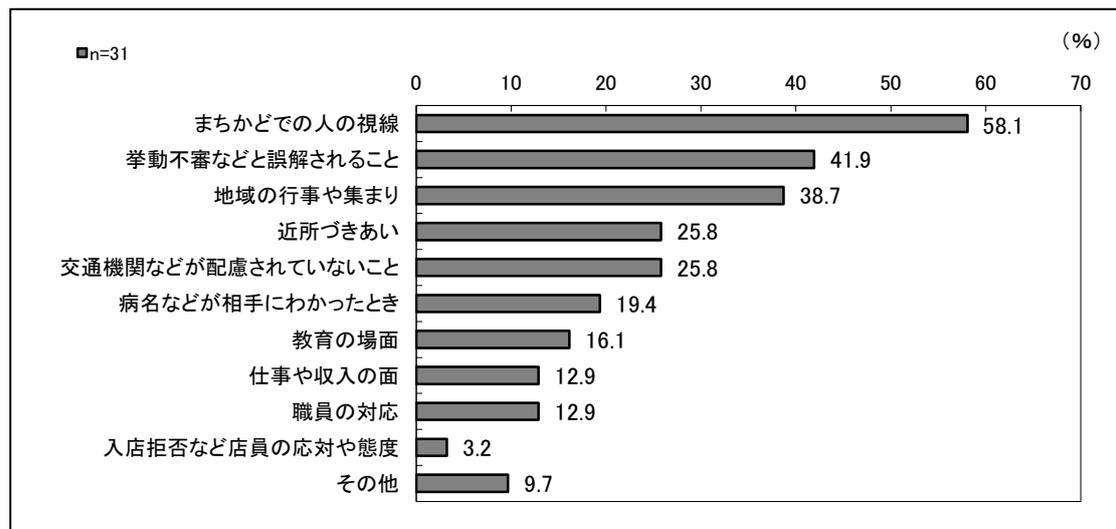
（3）差別や偏見を感じるとき

【問9-3は、問9-2で1または2と回答した方にお聞きします。】
問9-3 差別や偏見を感じるのはどのようなときですか。【複数回答】

差別や偏見を感じるときについては、「まちかどでの人の視線」（58.1%、18件）と「挙動不審などと誤解されること」（41.9%、13件）が上位となっている。

次いで「地域の行事や集まり」（38.7%、12件）、「近所づきあい」・「交通機関などが配慮されていないこと」（同率25.8%、8件）、「病名などが相手にわかったとき」（19.4%、6件）、「教育の場面」（16.1%、5件）、「仕事や収入の面」・「職員の対応」（同率12.9%、4件）、「入店拒否など店員の対応や態度」（3.2%、1件）、「その他」（9.7%、3件）となっている。「その他」としては、「コミュニケーションは苦手だが理解されず変わっていると思われる」、「友達の親に悪い子と思われる感じがする」、「親の仕事上で感じるときがある」との回答があった。

図表 差別や偏見を感じるとき（全体／複数回答）



（４）障害者差別解消法の施行について

問 9-4 平成 28 年 4 月から障がいや疾病があることで差別されたり、必要な配慮が提供されないことを禁止（民間は努力義務）する「障害者差別解消法」が施行されたことを知っていますか。

障害者差別解消法の施行については、「名前も内容も知らない」（47.7%、21 件）、「名前は知っているが内容は知らない」（22.7%、10 件）、「名前も内容も知っている」（20.5%、9 件）となっている。

図表 障害者差別解消法の施行について（全体）

	名前も内容も知っている	名前は知っているが内容は知らない	名前も内容も知らない	無回答	n
(%)	20.5	22.7	47.7	9.1	44

9 福祉の制度やサービス、施策について

（１）福祉の制度やサービスを利用しているか

問 10-1 お子さんは、障がいのある人のための制度やサービスを利用していますか。

福祉の制度やサービスを利用しているかについては、「利用している」（95.5%、42 件）となっている。

図表 福祉の制度やサービスを利用しているか（全体）

	利用している	無回答	n
(%)	95.5	4.5	44

（2）利用するときに困っていること

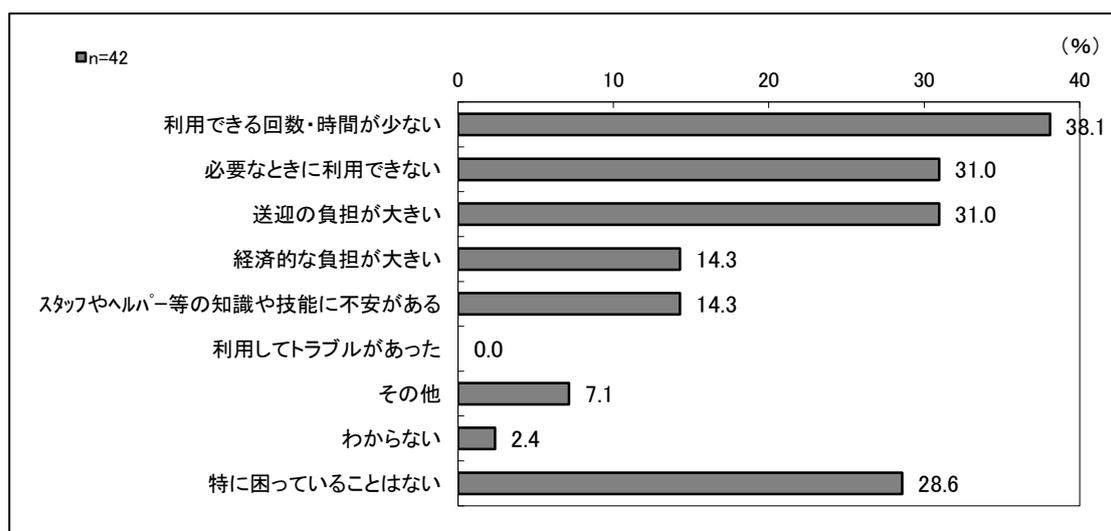
【問 10-1 で「1 利用している」と答えた方にお聞きします。】
 問 10-2 制度やサービスを利用するときに何か困っていることはありますか。【複数回答】

利用するときに困っていることについては、「利用できる回数・時間が少ない」（38.1%、16 件）、「必要なときに利用できない」・「送迎の負担が大きい」（31.0%、13 件）が上位となっている。

次いで「経済的な負担が大きい」（14.3%、6 件）、「スタッフやヘルパー等の知識や技能に不安がある」（14.3%、6 件）、「その他」（7.1%、3 件）、「わからない」（2.4%、1 件）となっている。「その他」としては、「事業所には定員があるため、必要な日数を同じ事業所には行けない」、「朝始まる時間が遅い」、「利用時の親の同席が負担」との回答があった。

なお、「特に困っていることはない」は 28.6%（12 件）であった。

図表 利用するときに困っていること（全体／複数回答）



（3）障がい福祉サービスなどの利用状況及び利用意向

問 10-4 お子さんは、障がい福祉サービスなどを今後5年位の間に利用を希望（現在の利用の継続も含めて）しますか。（次の1～17のサービスについて、それぞれ1つに○）

障がい福祉サービスなどの利用状況及び利用意向については、以下のとおりである。

“利用意向”（「現在利用しており今後も利用したい」、「現在利用していないが今後は利用したい」の合計）が過半数を占めるサービスは、「放課後等デイサービス」、「障がい児相談支援」、「日常生活支援」、「相談支援」の順となっている。

図表 障がい福祉サービスなどの利用状況及び利用意向

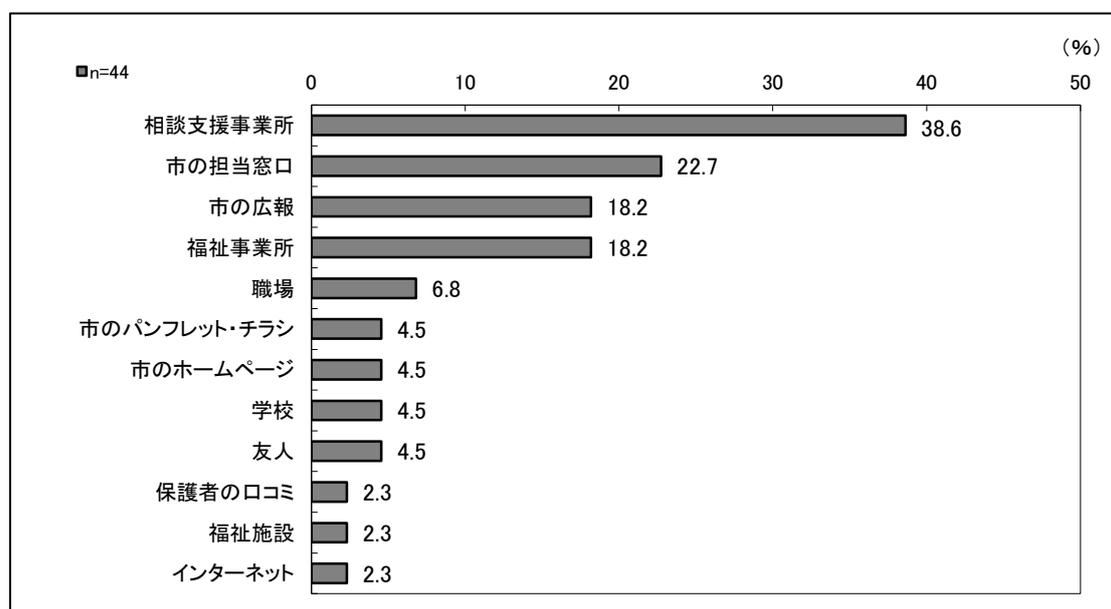
(%)	現在利用しており 今後も利用したい	現在利用していないが 今後は利用したい	利用するつもり はない、わからない	無回答	n
居宅介護	79.5	0.0	4.5	15.9	44
重度訪問介護	79.5	0.0	4.5	15.9	44
同行援護	81.8	0.0	2.3	15.9	44
行動援護	20.5	2.3	65.9	11.4	44
重度障害者等包括支援	79.5	0.0	4.5	15.9	44
短期入所	25.0	0.0	61.4	13.6	44
児童発達支援	38.6	2.3	50.0	9.1	44
医療型児童発達支援	13.6	13.6	56.8	15.9	44
放課後等デイサービス	61.4	0.0	27.3	11.4	44
保育所等訪問支援	22.7	4.5	56.8	15.9	44
障がい児相談支援	50.0	4.5	29.5	13.6	44
障がい児入所支援	18.2	4.5	61.4	15.9	44
相談支援	15.9	34.1	34.1	15.9	44
日常生活用具の給付や貸与	13.6	2.3	68.2	15.9	44
移動支援	22.7	4.5	56.8	15.9	44
日中一時支援	11.4	34.1	38.6	15.9	44
日常生活支援	47.7	2.3	38.6	11.4	44

（４）制度やサービスの情報等の入手先

問 10-5 障がいのある人のための制度やサービスの情報や利用方法をどのように入手していますか。【複数回答】

制度やサービスの情報等の入手先については、「相談支援事業所」（38.6%、17 件）、「市の担当窓口」（22.7%、10 件）、「市の広報」・「福祉事業所」（同率 18.2%、8 件）、「職場」（6.8%、3 件）、「市のパンフレット・チラシ」・「市のホームページ」・「学校」・「友人」（同率 4.5%、2 件）、「保護者の口コミ」・「福祉施設」・「インターネット」（同率 2.3%1 件）の順となっている。

図表 制度やサービスの情報等の入手先（全体／複数回答）



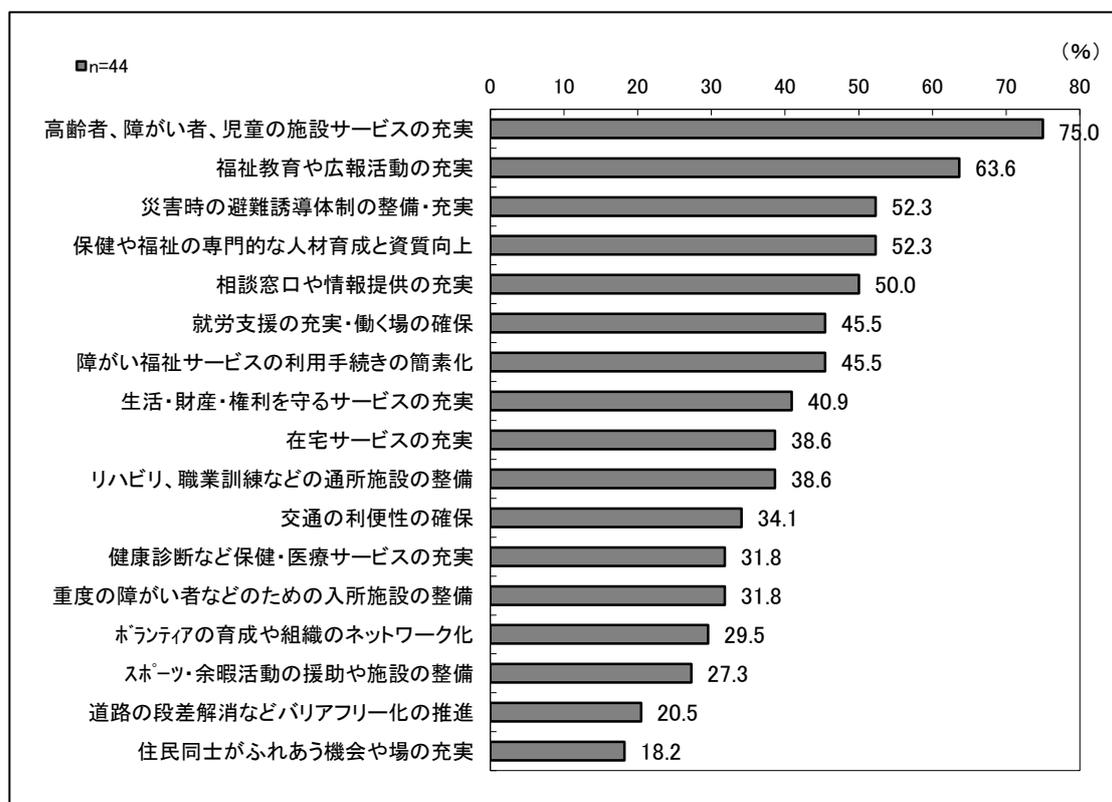
（5）住みやすいまちをつくるために必要な施策

問 10-6 最後に、障がいのある人もない人もともに住みやすいまちをつくるための施策について、どのようなことが必要だと思いますか。【複数回答】

住みやすいまちをつくるために必要な施策については、「高齢者、障がい者、児童の施設サービスの充実」（75.0%、33件）、「福祉教育や広報活動の充実」（63.6%、28件）が高率で上位となっている。

次いで、「災害時の避難誘導體制の整備・充実」・「保健や福祉の専門的な人材育成と資質向上」（同率52.3%、23件）、「相談窓口や情報提供の充実」（50.0%、22件）、「就労支援の充実・働く場の確保」・「障がい福祉サービスの利用手続きの簡素化」（同率45.5%、20件）、「生活・財産・権利を守るサービスの充実」（40.9%、18件）、「在宅サービスの充実」・「リハビリ、職業訓練などの通所施設の整備」（同率38.6%、17件）、「交通の利便性の確保」（34.1%、15件）、「健康診断など保健・医療サービスの充実」・「重度の障がい者などのための入所施設の整備」（同率31.8%、14件）、「ボランティアの育成や組織のネットワーク化」（29.5%、13件）、「スポーツ・余暇活動の援助や施設の整備」（27.3%、12件）、「道路の段差解消などバリアフリー化の推進」（20.5%、9件）、「住民同士がふれあう機会や場の充実」（18.2%、8件）となっている。

図表 住みやすいまちをつくるために必要な施策（全体／複数回答）



2. アンケート調査結果（事業所）

I 調査の概要及び回答者の属性

1 調査の概要

（1）調査目的

本調査は、「吉野川市第5期障がい福祉計画」策定のため、事業所における活動状況や課題及び今後の意向等を把握し、計画策定や施策推進に役立てるために実施した。

（2）調査対象及び調査方法

項目	内容
調査対象	吉野川市に所在する事業所
回収数	14
調査方法	郵送法
調査時期	平成29年9月
調査地域	吉野川市全域

2 本調査報告書の基本的な事項

（1）数値の基本的な取り扱いについて

- ①比率は全て百分率(%)で表し、小数点以下2位を四捨五入して算出している。従って、合計が100%を上下する場合もある。
- ②基数となるべき実数は、“n=〇〇〇”として掲載し、各比率はnを100%として算出している。
- ③質問の終わりに【複数回答】とある間は、1人の回答者が2つ以上の回答を出しても良い間であり、従って各回答の合計比率は100%を超える場合がある。

3 事業所の属性

（1）法人種別

法人種別は、「社会福祉法人」(42.9%、6件)、「NPO法人」・「株式会社・有限会社」(同率21.4%、3件)、「医療法人」・「その他」(同率7.1%、1件)となっている。

(%)	社会福祉法人	医療法人	NPO法人	株式会社・有限会社	その他	無回答	n
全体	42.9		7.1	21.4	21.4	7.1	14

0.0

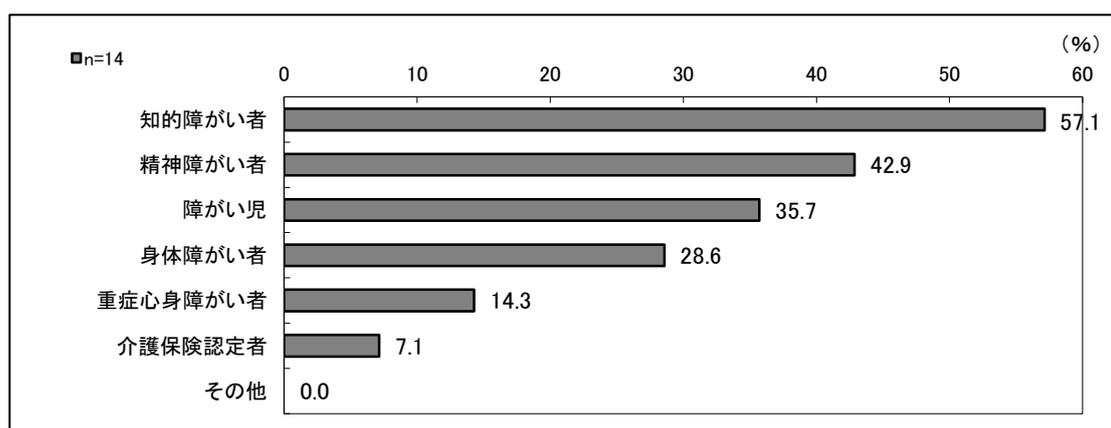
（２）事業所所在地

事業所所在地は、「吉野川市」（71.4%、10 件）、「吉野川市以外」（28.6%、4 件）となっている。

(%)	吉野川市	吉野川市以外	無回答	n
全体	71.4	28.6	0.0	14

（３）主な対象者

主な対象者は、「知的障がい者」（57.1%、8 件）、「精神障がい者」（42.9%、6 件）、「障がい児」（35.7%、5 件）、「身体障がい者」（28.6%、4 件）、「重症心身障がい者」（14.3%、2 件）、「介護保険認定者」（7.1%、1 件）となっている。「その他」の回答は 0 件であった。



（４）利用者の居住地

利用者の居住地は、「吉野川市内」・「吉野川市外」（同率 100.0%、14 件）となっている。

（５）利用者数

利用者数は、吉野川市内 601 人 吉野川市外 917 人 合計 1,518 人となっている。

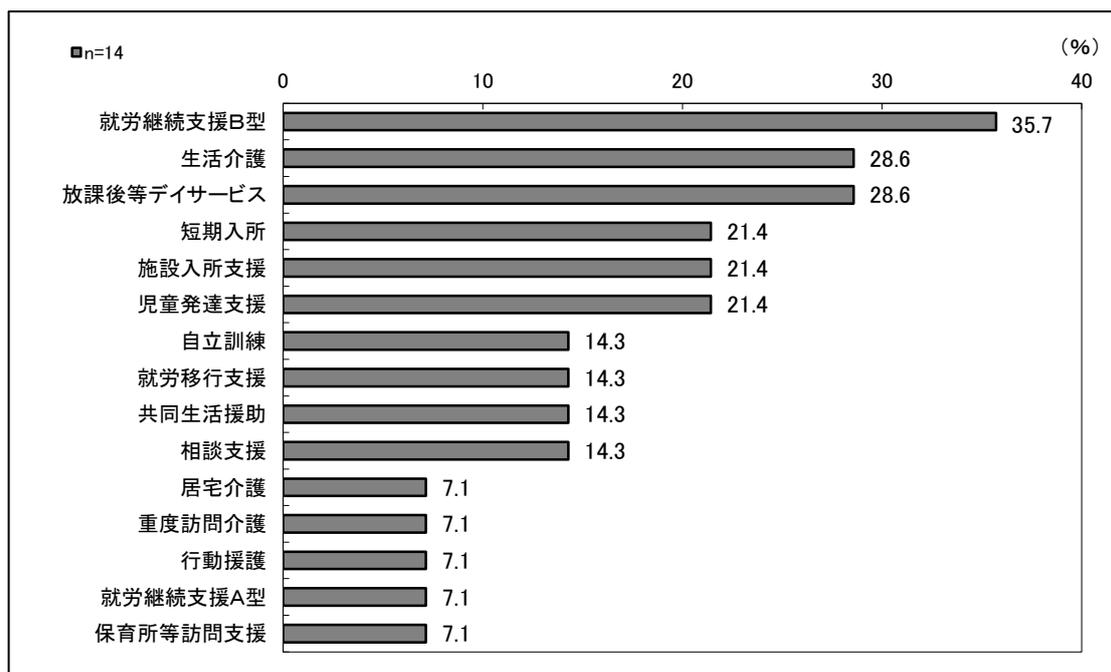
Ⅱ 調査結果

（1）現在提供しているサービス

問2 貴事業所で、現在提供している障がい福祉サービスについておたずねします。現在の利用者数（定員）をお知らせください。また、「今後5年以内程度の見通し」についてお答えください。【複数回答】

現在提供しているサービスについては、「就労継続支援B型」（35.7%、5件）、「生活介護」・「放課後等デイサービス」（同率28.6%、4件）、「短期入所」・「施設入所支援」・「児童発達支援」（同率21.4%、3件）、「自立訓練」・「就労移行支援」・「共同生活援助」・「相談支援」（14.3%、2件）、「居宅介護」・「重度訪問介護」・「行動援護」・「就労継続支援A型」・「保育所等訪問支援」（同率7.1%、1件）となっている。「同行援護」・「重度障がい者等包括支援」・「療養介護」・「医療型児童発達支援」の回答は0件であった。

図表 現在提供しているサービス（全体／複数回答）



（２）現在の利用者数及び今後５年以内の見通しについて

現在の利用者数及び今後５年以内の見通しについては、下表のとおりとなっている。
 なお、「3. 同行援護」・「5. 重度障がい者等包括支援」・「8. 療養介護」・「19. 医療型児童
 発達支援」・「20. その他」の回答は０件であったため掲載していない。

図表 現在の利用者及び今後５年以内の見通しについて

（単位：人 今後の予定：現＝現状維持、増：増やす予定、減：減らす予定）

サービス名	No.	No.													
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
1.居宅介護	利用者数	-	-	-	-	-	27	-	-	-	-	-	-	-	-
	今後の予定	-	-	-	-	-	増	-	-	-	-	-	-	-	-
	予定数	-	-	-	-	-	40	-	-	-	-	-	-	-	-
2.重度訪問介護	利用者数	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	今後の予定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	予定数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4.行動援護	利用者数	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-
	今後の予定	-	-	-	-	-	増	-	-	-	-	-	-	-	-
	予定数	-	-	-	-	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-
6.短期入所	利用者数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	-	-	8	-
	定員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	-	5	8	-
	今後の予定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	現	-	現	現	-
	予定数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	予定定員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7.生活介護	利用者数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	-	64	51	33
	定員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	90	-	54	50	30
	今後の予定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	増	-	現	現	現
	予定数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	-	-	-	-
	予定定員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	105	-	-	-	-
9.自立訓練	利用者数	-	-	-	5	-	-	-	-	-	-	-	7	-	-
	定員	-	-	-	6	-	-	-	-	-	-	-	6	-	-
	今後の予定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	現	-	-
	予定数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	予定定員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10.就労移行支援	利用者数	-	-	-	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	休止中
	定員	-	-	-	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6
	今後の予定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	現
	予定数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	予定定員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
11.就労継続支援A型	利用者数	-	-	-	13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	定員	-	-	-	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	今後の予定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	予定数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	予定定員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
12.就労継続支援B型	利用者数	22	18	-	41	-	-	-	-	-	-	18	-	-	19
	定員	20	20	-	18	-	-	-	-	-	-	20	-	-	20
	今後の予定	現	現	-	-	-	-	-	-	-	増	現	-	-	現
	予定数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20	-	-	-	-
	予定定員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20	-	-	-	-
13.共同生活援助	利用者数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	17	-	-	7	-
	定員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	17	-	-	7	-
	今後の予定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	増	-	-	増	-
	予定数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	29	-	-	12	-
	予定定員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	29	-	-	12	-

サービス名		No.													
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
14.施設入所支援	利用者数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	70	-	58	51	-
	定員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	70	-	55	50	-
	今後の予定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	減	-	現	現	-
	予定数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	60	-	-	-	-
	予定定員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	60	-	-	-	-
15.相談支援	利用者数	-	-	-	-	-	-	-	298	300	-	-	-	-	-
	定員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	今後の予定	-	-	-	-	-	-	-	増	増	現	-	-	-	-
	予定数	-	-	-	-	-	-	-	328	350	-	-	-	-	-
	予定定員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16.児童発達支援	利用者数	-	-	85	-	10	-	-	-	-	1	-	-	-	-
	定員	-	-	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	今後の予定	-	-	現	-	現	-	-	-	-	現	-	-	-	-
	予定数	-	-	-	-	-	-	5	-	-	-	-	-	-	-
17.放課後等デイサービス	利用者数	-	-	65	-	20	-	10	-	-	24	-	-	-	-
	定員	-	-	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	今後の予定	-	-	現	-	現	-	増	-	-	現	-	-	-	-
	予定数	-	-	-	-	-	-	15	-	-	-	-	-	-	-
18.保育所等訪問支援	利用者数	-	-	30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	定員	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	今後の予定	-	-	現	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	予定数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

（２）障がい者を取り巻く現状

問3 吉野川市内の障がいのある人を取り巻く環境を大まかにとらえた場合、現状、どのように感じていらっしゃいますか。最近5年間くらいの変化などを踏まえ、ご意見・ご感想をご自由にお聞かせください（日常生活や就学・就労、外出や医療など全体を通して）。

- 障がい福祉サービス事業所も増え、各種サービスが受けやすくなってきている。あとはグループホームのような生活の場を保障する所が足りていない。保護者のなき後も入所ではなく、地域で安心して暮らせる場がもっと必要であろうと思う。
- 親の高齢化に伴い、将来の不安が大きい。今のように自宅で暮らすことが困難になるのではと考えている障がい者の方が多い。グループホームが地域にあれば、住み慣れた町で安心して暮らせると思う。
- 特別支援教育や児童発達支援に対する認識が広がり、相談件数が増えてきている。一方でインターネットでの情報が多くなり、保護者の中で問題を大きく抱えストレスを感じている家庭もある。
- 保育所等訪問支援のサービスにより、幼、保、小との連携がスムーズに行えるようになったと感じる。
- 就労継続支援A型事業所が増え、紹介先が増えた。
- 区分1、2の軽度者への家事援助サービスが60分までとなり回数も制限された。利用者が支援者に相談したいことがあっても言い出しにくくなってきたように感じる。また支援者側も時間内に決められた業務を行うことがやっとで利用者全体を見られているか不安なこともある。
- 就労の場が少ないと感じる。子どもから大人になっても……。と一生の支援を。とよく聞くが、圧倒的に就労の場が少ないと思う。

<ul style="list-style-type: none"> ● 児童発達支援、放課後等デイサービス利用児の増加に伴い、障がい児相談支援の利用児が増加している。 ● 交通手段が少ないため、移動支援事業の充実が求められる。 ● グループホームが少ない。 ● 東部第2サブ圏域障がい者自立支援協議会で集約された課題を障がい者計画や障がい福祉計画に反映できるシステムを構築できればと思う。各市ごとに課題を事務局が集約し、それぞれの市の計画に反映できればと思う。
<ul style="list-style-type: none"> ● 児童発達支援、放課後等デイサービスの事業所が増えて、早期に療育を受ける体制が充実している。
<ul style="list-style-type: none"> ● 事業主体が施設入所支援であるため、吉野川市の障がいのある人を取り巻く環境について述べるほどの情報を持ち合わせていない。 ● 単純に事業者としての意見を述べるなら、美馬市と比較して障がい者を対象とした事業者数（社会福祉法人等）が少ないように感じる。
<ul style="list-style-type: none"> ● 生活支援相談員が関わってくれる、役所の手続きや、通院の支援はあるが、重要な日々の生活の中で改善されなければならない事柄の支援が十分でないように思う。特に気になるのは、最低限の日常生活（入浴・毎日の食事等）ができない利用者がいるが、担当の生活支援相談員に伝えるも後見人の改善がみられないなど。 ● グループホームの数が少なく、本人が望む（適した）ところに入ることが困難で、順番待ちをしている人が大勢いる。
<ul style="list-style-type: none"> ● 障がいの重度化、高齢化につれて単身での生活は福祉サービスが不足していると困難になってくる。審査会を通さないとサービスが受けられないことがあるが、緊急時には即座に対応できるシステムを市障がい福祉係・自立支援協議会でもってほしい。 ● 医療的ケアが高く施設利用が困難になった時に、すぐ受け入れてもらえる医療機関の充実。 ● 障がい当事者やその家族も「親亡き後の不安」を抱えている。阿波市社会福祉協議会で法人後見を行っているが、そのような制度があることや身元引受人が元気な時に準備をしておくこと等の情報提供をしてほしい。 ● 施設入所支援事業サービスの提供を受けられている方が、ご自宅に帰られたときに全ての介護負担がご家族にかかるので帰省できる方が年々減少している。
<ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉基礎構造改革における「利用者本位」の考え方は、新しい時代の福祉サービスの到来を象徴するものであった。福祉サービスの選択や決定に際しては必要な情報が入手でき、必要な相談や支援が総合的かつ継続的に受けられるようになった。しかし既に施設入所支援のサービスを受けている入所利用者については、行政が提供するサービス内容が見直されて画期的に生活環境が良くなったというようなことは、過去5年間には感じられない。むしろ福祉サービスにおける事務量が煩雑でわかりにくくなった感はある。児童福祉サービス（児童・放課後デイ）等は、事業所も増加傾向で利用者もサービスの選択ができるほど進んできたと感じるが、在宅の知的高齢者等は増加し、サービスの狭間で苦勞されている方もおり相談支援が苦慮している。光と影の部分が常にあり児童の貧困も問題になっている。影の部分が切なく感じられる時がある。
<ul style="list-style-type: none"> ● 支援学校卒業後の進路として、一般就労や継続支援A型の希望が多く就労移行支援を利用する方が減っている。そんな中、継続支援B型を希望される方の中では生活介護支援を利用される方が良いのではと思われるケースもみられる。 ● 生活の場において、家族支援の必要な利用者がいる。本人のためにもグループホームに入所し生活する方がよいと思われるが費用が足りないので入所できない現状がある。

（3）事業所で提供しているサービス等に対するニーズ

問4 貴事業所で提供しているサービス等に対するニーズ（要望等）についておうかがいします。障がいのある人の方は、貴事業所に対して、どのようなことを求めていますか。また、貴事業所ではニーズに対してどのように対処していますか。

<ul style="list-style-type: none"> ・生活そのもののリズム作り ・ある程度の所得保障 ● 精神障がいの方は、毎日決まって通所することそのものが難しい方がいる。大らかに見守りながら、日中の活動の場としてのサービス提供を行うとともに、就労事業所であるからには、やる気のある人に対しては、工賃をもっと上げられるよう作業内容を検討している。
<ul style="list-style-type: none"> ● 工賃を少しでもたくさん貰いたい。障がいの程度に合った作業があればよい。誰もが参加できる作業は必ず、作業をきらすことのないよう配慮する。また、事業の宅配弁当を通して地域の方とのふれあいや仕事への責任を持つことで達成感があり、充実した社会生活につながると思う。
<ul style="list-style-type: none"> ・家庭や集団生活での困り事に対して、相談をしてほしい。 ・子どもを取り巻く関係機関と連絡をとってほしい。 <p>対応として 保護者の話をよく聞き、その背景、アセスメントをすることで、対処方法を提示したり、一緒に考えられるようにしている。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 工賃を上げてほしいという意見が多い。そのため、スタッフ会議を行い、今後、取り組みたいと思っている。
<ul style="list-style-type: none"> ● 宿題を終わらせてほしい。 ● 長期休暇中の自由研究や作品作り。 ● 自転車の練習。
<ul style="list-style-type: none"> ● 現在のサービスを継続してほしい。 ● 親亡き後も自分の家に居られるよう夜間の見守り等もしてもらえないか。 ● 対応としては希望があれば自費利用で対応する。ご家族、コーディネーターと相談しながら業務を行っていく。
<ul style="list-style-type: none"> ● 以前から、長期休暇時の対応を希望される保護者の声があり、人員の確保等が難しく希望に添うことができていなかったが、今年の夏休みに開設した。職員も子ども達と長時間接することで共に成長することができた。
<ul style="list-style-type: none"> ● 最近の主な相談事例 <ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援や放課後等デイサービスを初めて利用する保護者への支援。 ・複数の児童発達支援や放課後等デイサービス事業所の利用を希望する併用支援。 ・児童発達支援事業所と「認定こども園」や幼稚園との併用支援。 ・常時医療ケアが必要な重症心身障がい児の児童発達支援の利用。 ・就学（小学校）についての相談。 ・福祉的就労事業（A型・B型・就労移行支援）を活用した大人の発達障がい者支援。 ・ハローワークや就労・生活介護事業所から依頼を受けた福祉的就労支援。 ・就労継続支援A型の利用援助と定着支援。 ・就労継続支援B型の利用援助と定着支援。 ・介護者の高齢化に伴う円滑な福祉サービス導入（通所など）。 ・主介護者の介護負担軽減を目的とした福祉サービス（短期入所など）の導入。 ・介護保険サービスへの円滑な移行支援。 ・障害者総合支援法によるサービスと介護保険サービスの併用支援。 ・主治医がいない事例での障害基礎年金の手続き支援。 等

<ul style="list-style-type: none"> ● 対応方法 <ul style="list-style-type: none"> ・訪問・来所・電話・メール等で相談を受け付けている。関係機関と連携を図り、個別支援会議の開催や、ケアマネジメント手法を用いた計画相談支援・障がい児相談支援を実施し、個別ニーズに対応している。
<ul style="list-style-type: none"> ● 障がい受容のできていない保護者によりそい安心して相談に乗ってもらえること。 ● 高齢の保護者が子どもの世話をできなくなった時に将来のことを相談できる信頼できる相談員を求めている。 ● 日頃から信頼関係を築き、関係機関と連携を図りそのつど対応している。
<ul style="list-style-type: none"> ● 現在支援学校に子どもを通学させている保護者からは、通所系サービス（生活介護、就労継続支援B型）事業の充実を求められている。 ● 就労継続支援A型やB型の事業所も民間立を含めると多数設置されているが、民間立の事業所に対する不安は大きいようで、社会福祉法人の実施している事業所に通わせたいという希望が大きいように感じた。
<ul style="list-style-type: none"> ● 日中活動の場として、毎日通所することを望んでいるが、本人やその家族からの明確な要望や相談が出てこないのが現状である。問題点を職員が提示しても無理解・無関心なことが多いので、根気強く働きかけをしている。 ● 当施設では、作業やレクリエーションを通して、良い習慣形成や集中力また持続力をつけ、その中で協調性が身に付くように支援を心がけている。
<ul style="list-style-type: none"> ● それぞれの障がい特性に合わせた趣味・娯楽等への情報提供、福祉機器・情報支援ツールの活用法を知りたい。 ● ボランティアによる教養娯楽、趣味活動、清掃、奉仕活動に来てほしい。 ● 事業所付近であれば利用者の体調に合わせて参加することのできるレクリエーション活動の充実(外出余暇活動の充実)。 ● 無料移送支援の利用(施設入所支援利用者)。 ● 自宅帰省時の介護補助(施設入所支援利用者)。
<p>*対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア・相談支援センターでの趣味・余暇活動への参加。移送支援サービス(有償)の紹介及び当事業所支援費対象外サービスでの対応。支援センターと連携した情報提供。
<ul style="list-style-type: none"> ● 開所して34年目で利用者の高齢化がますます進んでいる。入所以来、本人の生活全般の支援や医療提供、様々な福祉サービス利用に関する申請・手続きを含め、全て施設丸抱えで支援してきた。保護者の中には“死ぬまで施設が見てくれる”“死ぬまで施設で生活できる”という『終の棲家』的な考え方の保護者が多い。特に保護者も高齢化し、自分たちの健康的な生活を送るのに精一杯になりこの考えが加速したように感じる。高齢になり当施設が提供するサービスが限界になり介護保険制度を勧めても、前向きに話が進まない。ハード・ソフト面の施設の限界を理解して頂き、保護者会の協力も得ながら、情報提供し少しずつ意識改革に取り組んでいる。今後ますます進行する重度化や高齢化について、相談支援の情報を得ながら、本人にとっての最善を検討していきたい。
<ul style="list-style-type: none"> ● 生活介護支援利用者の家族から利用の相談があればできる限り対応している。生活介護支援では、今年度定員を超えて受け入れている。就労継続支援B型では、活動場所が狭いのと個々の能力が低下しているため定員までの受け入れとしている。しかし、受け入れには限界がきている。

（４）サービスの質向上のための取組

問5 貴事業所では、サービスの質を向上させるために、どのような取り組みを行っていますか。（例：人材の育成・確保、業務マニュアルの作成や指導体制強化、研修の充実…など）

<ul style="list-style-type: none"> ● 利用者、職員、双方の働く場としてのスペース拡大や使い勝手の向上のため事業所の移転（中古物件の改築）を行う予定である。 ● 職員の福祉専門職資格（介護福祉士や社会福祉士など）取得の奨励。 ● 工賃向上計画推進（内職仕事から自社生産品の生産へ）。
<ul style="list-style-type: none"> ● 研修があれば、事業に差し支えない限り、参加するようにしている。利用者の小さな変化や情報を職員で共有し、すぐ対応策を考えている。
<ul style="list-style-type: none"> ● 法人、事業所等で毎月自主勉強会を開催し、関係機関（保育所、幼稚園）とも連携を図りながら進めている。 ● 人材の育成、確保に関しては、専門職（保育士、臨床心理士、作業療法士、言語聴覚士）の実習生を積極的に受け入れ、育成や確保につながるようにしている。
<ul style="list-style-type: none"> ● できる限り、事業所内、外の研修に積極的に参加している。
<ul style="list-style-type: none"> ● 研修の充実（事業所内・外）。
<ul style="list-style-type: none"> ● 定期的に事業所内で研修会を開き学習、また、定期的に個々の利用者のカンファレンスを行い、一人一人のニーズに沿った支援ができるようにしている。 ● 業務マニュアルの点検も随時行い職員にも周知している。
<ul style="list-style-type: none"> ● 研修には積極的に出席している。 ● 週1回のチームカンファレンスをはじめそのつど勉強会を開いている。 ● 研修報告もチームカンファレンスで行っている。
<ul style="list-style-type: none"> ● 平成28年4月1日から、相談支援専門員を常勤2名→常勤3名に増員し、サービスの質の向上を図っている。 ● 東部第2サブ圏域障がい者自立支援協議会には毎回参加している。 ● 新規に採用した相談支援専門員に対して、相談支援従事者現任者研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施している。 ● 現在常勤3名の相談支援専門員で一般的な相談支援と計画相談支援、障がい児相談支援（平成29年8月末で契約児・者298名）を実施している。しっかりと相談者・家族からの要望に応えることができる相談支援を行うためには、相談支援専門員が常勤4名必要である。もう1名相談支援専門員を増員できるよう、委託費を増額して頂きたい。
<ul style="list-style-type: none"> ● 相談員が定例会で利用者に関する情報、またはサービス提供に当たって留意事項に係わる伝達等を行っている。
<ul style="list-style-type: none"> ● 人材確保についてはハローワークや縁故での採用が多く、計画立てた採用ができていない。理由の一つとして年度中途での退職も多く、基準を満たすために中途採用が多くなってしまっている。 ● 育成に関しては新規採用があった場合にはカリキュラムに沿って講義等を行い、担当職員を決めて細かな業務内容の指導を行っている。 ● 全体的には定期的な支援会議を行い、個別のケースに何らかの問題が発生した場合は随時ケアカンファレンスを行い迅速な対応に努めている。 ● また県内外を問わず各種団体が行っている研修に職員を派遣し、個々のスキルアップを図るとともに伝達研修により全体へのフィードバックも行っている。

<ul style="list-style-type: none"> ● 障がいの多様化に伴い、個々の障がい特性やニーズに即した総合的な支援方法が必要となってきたので、各々の障がいに対応できる職員のスキルの向上を図っている。 ● 福祉サービス提供者として、仕事に取り組めるよう、専門技術の習得のための各種研修に計画的・継続的に参加している。
<ul style="list-style-type: none"> ● 毎月、職員スキルアップ研修を行い、そのつどテーマを決め(マナー、介護・医療・訓練・障がい・疾病に関する知識、介護機器・医療機器の使用法、腰痛予防等)職員が学ぶ機会を持つようにしている。 ● 徳島県、徳島県社会福祉協議会、阿波市・吉野川市社会福祉協議会等の公的機関から案内のある、施設外研修への参加をし、職員各自の研鑽を深める。その後、参加した職員が職員会議、職員スキルアップ研修にて、出張報告やグループワークを行い学んできた内容を職員同士が共有できるシステムを構築している。 ● 新人・実習担当職員を配置し、新人職員や実習生が話しやすい、相談しやすい関係性を構築している。 ● 外部に漏れないように「質問箱」を設け、担当者のみがその質問箱を開け答えている。
<ul style="list-style-type: none"> ● サービスの質の向上は人材育成に尽きると考える。園内で行う伝達指導、研修への参加等、利用者に関する様々な支援の場面や外部との関わりを経験することで、人材育成を図っている。今後、障がいのある方の『自己決定支援』が求められてくると思われる。机上の勉強より、利用者や保護者の思いに添えて、傾聴の姿勢や不可能なことも可能にできるよう検討、試行錯誤できる職員の育成をめざしたい。しかし、昨今の人員不足は厳しいもので人員確保に苦慮しており、将来への不安を抱える程である。慢性的な人員不足の状態、利用者の高齢化や重度化が進行し対応が図れない。人材育成をめざしサービスの質の向上をめざしたい気持ちと相反する状態である。
<ul style="list-style-type: none"> ● 各種研修会に職員を派遣し、優れた人材育成や定着を図っている。また、資格取得の機会を与え取得に向けて推進を図っている。

(5) 地域住民が相互に助け合う関係について

問6 障がいのある人の「就労環境」についておうかがいします。最近5年間くらいの期間において、障がいのある人の就労環境は改善されてきたと感じますか。次の選択肢の中から1つに○印をつけて、そのように回答された理由や内容及び課題を、その下の枠内にご記入ください。

地域住民が相互に助け合う関係については、「どちらかといえば良くなってきた」(64.3%、9件)、「あまり変わらない」(21.4%、3件)となっている。「どちらかといえば悪くなってきた」の回答は0件であった。

図表 地域住民が相互に助け合う関係について

	どちらかといえば良くなってきた	あまり変わらない	無回答	n
(%)				
全体	64.3	21.4	14.3	14

【どちらかといえば良くなってきた理由】

<ul style="list-style-type: none"> ● 周囲にA型事業所ができてきて、収入を得る選択肢が増えてきたのではないかと。 ● 課題としてうちの場合退勤時刻が早く、一人で留守番のできない利用者が保護者不在時に困っている。 ● 日中一時支援サービスが導入できたら良い。
<ul style="list-style-type: none"> ● 就労継続支援A型などの福祉サービスにより、最低賃金が保障され、病気もオープンに受け入れられることで、精神的負担の軽減になっていると思う。
<ul style="list-style-type: none"> ● 提供できる就労の場が増えた。
<ul style="list-style-type: none"> ● 特別支援学校での夏期適応訓練、一般企業等での委託訓練等、能力に応じた就労の機会が増えたと思う。 ● 今後の課題としては、作業所や、一般企業へ就労後も期限を設けず、生涯にわたってのフォローが必要と考える。
<ul style="list-style-type: none"> ● TV等では県外の就労環境は改善していると聞くが、県内ではなかなか改善しているとは思えない。一般の会社での就労も含め、一人一人に合った就労ができるようになれば良い。
<ul style="list-style-type: none"> ● 東部第2サブ圏域内に就労継続支援A型事業所が開所され、今後開設予定のB型事業所もある。就労訓練の選択肢が増えているが、ハローワークを通して申し込みを行う雇用型の就労継続支援A型利用時に、障がい支援区分認定調査、計画相談支援等が必要となり、利用に戸惑う方がいる。 ● 就労継続支援B型事業所でも作業能力の高い方、毎日通所できる方が求められる傾向にあり、自分のペースで作業をしたい方はB型→生活介護等へのサービスの利用を変更する場合がある。
<ul style="list-style-type: none"> ● 障がい者雇用率が上がっている。 ● A型事業所ができ働く場所ができている。今後も仕事を継続していけるよう事業所の理解が必要である。
<ul style="list-style-type: none"> ● 障がいのある方が、一般就労へ移行する前の実習等は、過去5年間から比べると徐々に受け入れ先、受入担当者も増加している。 ● 一般就労が困難な障がいを持たれた方が、訓練を行うための就労継続支援A型・B型事業所、就労移行支援事業所も増加し、その福祉的就労支援を終えて一般就労につながるケースも増加している。 <p>*今後より求められる課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各企業への障がい者雇用のための講習会の実施(障がい特性等)。 ・雇用前の実習に対する補助制度の充実(補助金・ジョブコーチの障がい特性や企業の仕事内容に合わせた派遣等)。 ・実際に一般企業で就労している障がい者を各障がい特性ごとに就労移行支援事業所や就労継続支援事業所にジョブアシスタントとして講習会やグループワークを実施してみてもどうか。

【あまり変わらない理由】

<ul style="list-style-type: none"> ● 以前と比較すれば就労系事業所の数も増え「就労」という言葉は多く聞かれるようになってきているが、依然として月当たりの工賃額の低い事業所も多く、B型であれば生活介護事業所の軽作業で得られる工賃と大差ないところも多くある。 ● また、先般岡山に本部を置く事業所が260人もの障がい者の雇用を打ち切って事業を廃止するという報道があったが、規制緩和により営利目的で参入した事業所も多く、利益が出ないのであれば廃止するというスタンスであり、福祉ではなくビジネスとしてとらえている事業者も多いように思える。

<ul style="list-style-type: none"> ● 一般就労に関しては人口の多い都市部の企業では特例子会社等の設立によって障がい者雇用に積極的に取り組んでいる企業も見受けられるが、旧郡部地域においてはあまりそういった取組を行っている企業が増えているようには思えない。現状の制度化では障がい者を無理に雇用するより罰則金を支払った方がましだという意識が強いように感じられる。 ● 以上の点を踏まえて考えると、「就労」という名目で障がい者の働く場の数は多くなったものの、働く環境の改善や身分の保障、収入の増にはあまり結びついていないようにも思う。
<ul style="list-style-type: none"> ● 「求人が少ない」「情報不足」「支援不足」 障がいによって様々な特性があるので、各関係機関の障がいに対する理解を深めてほしい。できれば、仕事に障がいを合わせていくのではなく、各々の障がいに適した仕事があれば理想的である。
<ul style="list-style-type: none"> ● 徳島市や鳴門市・北島町・松茂町等県北部に比べ就労先（受入企業）が少なく、求人も少ない。 ● 精神障がい者に比べ知的障がい者の方は、就労するための力が弱く、就労したいという意識も薄い気がする。特に最近の支援学校卒業生は意識が薄く感じられる。

（6）最近5年間の障がい者の生活環境

問7 障がいのある人の「生活環境（保健・医療、地域移行・定着、外出、地域生活など）」についておうかがいします。最近5年間くらいの期間において、障がいのある人の生活環境は改善されてきたと感じますか。次の選択肢の中から1つに○印をつけてそのように回答された理由や内容及び課題を、その下の枠内にご記入ください。

最近5年間の障がい者の生活環境については、「あまり変わらない」（50.0%、7件）、「どちらかといえば良くなってきた」（35.7%、5件）となっている。「どちらかといえば悪くなってきた」の回答は0件であった。

図表 最近5年間の障がい者の生活環境

	どちらかといえば良くなってきた	あまり変わらない	無回答	n
(%)				
全体	35.7	50.0	14.3	14

【どちらかといえば良くなってきた理由】

- 障がい福祉サービスを受けている人は、相談支援員に相談したり、色々なサービスを利用したりするなど良くなったと感じる。その反面、引きこもりの人に関しては、今後どうするかが課題だと思う。
- 移動支援、同行援護、行動援護等を利用して地域社会参加が増えている。
- 一昔前であれば全面的に家族がフォローしていた部分を、ヘルパー等の利用で家と作業所の往復だけでなく色々な経験をつむことができるようになってきている。
- 課題としては、通常移動支援はヘルパー一人派遣であるが体調等に合わせて二人派遣が可能になればさらに良いと思う。

● 街中でも外出されている姿をよく見かけるようになった。ショッピングやお祭りなど外出の幅も広がっていると思う。
● 吉野川市内に医療ケアに対応する事業所（児童発達支援・放課後等デイサービス・生活介護）が開所され、これまで通所系サービスの利用が難しかった重症心身障がい児・者の日中の生活の場ができた。しかし、一事業所で医療ケアが必要な利用児・者の対応をしているため、ニーズの充足までには至っていない。
● 入所支援事業利用者は、市が運営する移送支援を利用できず、有償の介護タクシーを使って外出や本人の望まれる医療機関を受診している。日中・夜間のサービスを分けるのであれば移送支援についても入所支援事業を利用している障がい者でも無料移送支援サービスを使えるようにしてほしい。
● 入所支援事業利用者は、本人が帰省した際に受けられるサービスがなく、介護は全て親族の負担になるため「家に帰りたいが介護者がいないため帰ることができない」という方が増えている。帰省時に受けられる介護サービスがあれば帰省できる方も増えると考えられる。
● 自立訓練(生活訓練)の事業所が適していると考えられる障がい者でも近くに事業所がなく紹介先が遠い。ケアホームも同様。
● 市・公的機関にはそれぞれの障がい特性に合わせた情報提供機器が増えてきたが、各事業所がその機械やコミュニケーションツールを整えるためには費用がかかる。自宅から持参してもらうケースが多いが、事業所へのレンタル等あればありがたい。

【あまり変わらない理由】

● 地域で一人暮らしをするとすると、まだ単身者用のアパートは少なく、障害年金を中心とした収入では難しいと感じている人が多い。（家族の負担になっている事例もある）グループホームがもっと必要である。
● 特に大きな変化は感じない。
● 移動支援、行動援護の事業者数は変わらない。 ● 男性ヘルパーが少ないため同性介護を希望しても難しい。今後ヘルパーの人材確保が必要。
● 保健・医療に関しては大きく制度が変わったということもないので特に変化は感じていない。 ● 地域移行・定着・地域生活に関しては、消防法によりグループホームへの自動火災通報装置やスプリンクラーの設置が義務づけられ、以前のように民間のアパート等を利用したグループホーム運営が難しくなってしまった。当方においても自前のグループホームを建設し従来からの入居者に移って頂く予定にしているが、入所施設が小型化しただけで本来の意味での地域生活への移行とはならないように思える。 ● 外出に関しては、知的障がいの分野では同行援護や居宅介護の事業者が極端に少なく、自力で外出できない障がい者にとっては家族頼みの外出しか叶わないように思える。当方でもかなり以前に居宅介護事業を実施したこともあるが、利用者数、報酬単価も低く事業として成り立たなかった。ホームヘルプや移動介護の事業に関しては小さな事業所（例：家族経営）でなければ運営が難しいように思う。
● 災害時に一人で避難できないことがあるので、地域住民の協力が不可欠になる。そのため、日頃から障がい者（障がい施設）を含めた避難訓練・防災訓練があればよいと思う。 ● 地域の民生委員の協力も得て、自治会の中で障がい者の把握やフォローが必要だと思う。

- 現に施設入所のサービスを受けている利用者については、過去5年間においてあまり大きな変化は感じない。福祉施策が“保護”から“自立支援・地域生活支援”へと視点が移り、これに伴い入所型の施設中心の福祉から在宅福祉・地域福祉への移行が促進されている。しかし、重度の障がいを持つ利用者の行く先は選択肢の1つとして、入所型の施設は必要である。国の施策と現実のギャップはいつになっても埋められることはないと感じる。
- 地域移行・地域生活など居宅支援においてヘルパーなどのニーズに対して不足している気がする。
- 事業所や施設に対し本人や家族から余暇支援の提供を求めることが多々あるため本人や家族に対しての啓発や情報提供が必要ではないか。

（7）最近5年間の障がい者の権利擁護環境

問8 障がいのある人に対する「理解や権利擁護（啓発・交流、意思疎通・虐待・差別など）」についておうかがいします。最近5年間くらいの期間において、障がいのある人の権利擁護環境は改善されてきたと感じますか。次の選択肢の中から1つに○印をつけて、そのように回答された理由や内容及び課題を、その下の枠内にご記入ください。

最近5年間の障がい者の権利擁護環境については、「あまり変わらない」（64.3%、9件）、「どちらかといえば良くなってきた」（28.6%、4件）となっている。「どちらかといえば悪くなってきた」の回答は0件であった。

図表 最近5年間の障がい者の権利擁護環境

(%)	どちらかといえば良くなってきた	あまり変わらない	無回答	n
全体	28.6	64.3	7.1	14

【どちらかといえば良くなってきた理由】

- 発達障がいの理解に関しては受容が高まり、早期療育につながるケースが増えてきた印象である。
- インターネットでの情報が良いことも悪いことも広がりすぎて、保護者の不安をあおっているような印象もある。
- 障害者虐待防止法、障害者差別解消法が施行され、吉野川市障がい者虐待防止センターも整備された。また、東部第2サブ圏域障がい者自立支援協議会においては、障がい者虐待防止推進部会を設置し、障がい者の虐待防止や権利擁護に関する体制づくりの推進と、必要とされる知識や援助技術の習得を目的に、毎年推進部会を開催している。平成28年度は養育支援が特に必要であると判断したケースを参加者で検討し、参加者からの助言のもと、虐待防止の推進に必要な知識や援助技術の習得を図った。
- 虐待防止法や差別解消法が施行され、社会にも啓発されてきて意識されるようになったので良くなってきている。

- 最近の新聞記事などで「虐待・差別」の二文字を見たり聞いたりするようになってきた。今まで表面に出ていなかったことが出るようになってきている。
- 必要に応じて事業所や家庭の訪問を行い実態把握を行ってはどうか。

【あまり変わらない理由】

- テレビ等の報道で、施設に関わる事件を知り、研修を受けている人の中にもそのような振る舞いがあるのも事実。一般の人なら尚更、浸透していないように感じる。
- 今後、差別解消法を通じて啓発に取り組む必要がある。
- 成年後見制度、日常生活自立支援事業（社協）の金銭管理等制度や環境整備はできてきたと思う。しかしどちらも有料のため、金銭的な問題から利用できない人もいる。基本的な金銭管理は学童期から家、学校、放課後等デイサービスで繰り返し学習する必要性を感じる。
- 先日の相模原市の障がい者施設の事件など、まだまだ権利擁護が改善されているとはいえないと思う。
- 当方に関してだけいえば、地域の小学校や中学校住民と交流する機会は増えもせず減りもせずといった状況であり、大きな変化は感じられない。
- 施設内では虐待防止や人権についての研修により利用者の権利擁護は行えていると思うが、相談支援からの報告に目を通してると家庭内での虐待等は頻繁ではないにしろ存在するようである。
- また、成年後見制度の普及により当方でも司法書士等の成年後見人を利用している方もいるが、買い物に関する相談（新聞購読や雑誌購読）で拒否される場合もあり、生活水準が低下したような方も見受けられる。
- 災害時に一人で避難できないことがあるので、地域住民の協力が不可欠になる。そのため、日頃から障がい者（障がい施設）を含めた避難訓練・防災訓練があればいいと思う。
- 地域の民生さんの協力も得て、自治会の中で障がい者の把握やフォローが必要かと思う。
- 障害者虐待防止法、障害者差別解消法が施行され、障がい福祉サービスに携わるものに対しては、それぞれの障がい特性に対応した支援のあり方、何が虐待であるのか、どのようにすれば虐待を未然に防ぐことができるのか、合理的配慮とは何か等々の研修会に参加する機会や事業所内での委員会の立ち上げにつながっている。しかし、地域住民にまで広く、障がいに対する理解や権利擁護につながる講習会があるかと聞かれると、まだまだ啓発活動等も不足している。
- 実際に虐待事例が発生した際、被虐待者を緊急一時保護で受け入れる契約は締結しているが、契約のみとなっており、実際に発生した際の連絡ツール、カンファレンスのあり方（受入前・利用中・受入終結前・受入後）、被虐待者への支援方法のあり方等、方向性も明確にしておいた方がよいと思われる。
- 障害者虐待防止法の施行により、通報件数の増大やメディアで取り上げられる件数も増えた。虐待はあってはならないことであるという国民の認識も高まったように感じる。津久井やまゆり園事件にみられるように、個人の持つ独特な世界観や教育・社会環境の変化の影響を受けて、虐待の内容が残酷化しているように感じる。地域コミュニティの関わりの貧しさや支え合う意識の希薄さが影響しているように感じる。権利擁護の啓発に力を注ぐ反面、置き去りにされている何か虚しさを感じる。
- コミュニケーションに困難を抱える個々の障がい者に適切で速やかな対応ができる窓口。
- 啓発も重要だが、障がいに関する理解を深める研修を開いたり、学校教育での障がい者理解のための教育の推進（障がい者施設との交流等）を行ったりするなど、障がい者施設を地域の人達に知ってもらおう活動が必要ではないか。

（8）最近5年間の障がい児の就学・療育・保育・教育環境

問9 障がい児についておうかがいします。最近5年間くらいの期間において、「障がい児の就学や療育・保育・教育の環境」は改善されてきたと感じますか。次の選択肢の中から1つに○印をつけて、そのように回答された理由や内容及び課題を、その下の枠内にご記入ください。

最近5年間の障がい児の就学・療育・保育・教育環境については、「どちらかといえば良くなってきた」（50.0%、7件）、「あまり変わらない」（28.6%、4件）となっている。「どちらかといえば悪くなってきた」の回答は0件であった。

図表 最近5年間の障がい児の就学・療育・保育・教育環境

(%)	どちらかといえば良くなってきた	あまり変わらない	無回答	n
全体	50.0	28.6	21.4	14

【どちらかといえば良くなってきた理由】

- 保育所等訪問支援のサービスができたことで、小学校、幼稚園、保育所との連携がとりやすくなってきた。事業所で行っている心理検査を基に環境調整や学習の進め方、対人面で対応方法を提示する等一緒に考える機会をつくっている。
- 事業所の増加に伴って、保護者、子どものニーズに合わせた選択肢が広がってきた。その反面、事業所での内容が見えづらく選びにくくもある印象がある。
- 発達障がい児への理解が広がり、保育所や幼稚園でも加配の取組が充実してきたと思う。
- 東部第2サブ圏域内で児童発達支援・放課後等デイサービスを行う事業所が増加し、それぞれの児童の特性や発達段階に応じた早期療育が可能となった。療育が必要な児童の放課後・長期休暇時の生活の場が増え、保護者の就労支援や育児負担、育児不安の軽減にもつながっている。
- 児童発達支援、放課後等デイサービス事業所が増えている。
- 保護者が本人に合った事業所を選び療育を受けることができている。
- 児童発達支援、放課後等デイサービス事業所の増加により、障がい児を持つ親を取り巻く環境は以前に比べれば良くなってきていると感じる。しかしながら「アンパンマンデイ」という言葉で問題視されたように、ただ預かるだけで何も教育、療育的な取組をしない事業所も多くあり、信頼して預けることのできる事業所が増えたかどうかは甚だ疑問である。障がい者の事業についても同じであるが、規制緩和→問題発生→何らかの対処というパターンが多いので、きちんと起こりうる問題点を精査してから規制緩和を行ってほしい。
- 教育の環境については直接携わっていないので福祉の立場ではなく子どもを持つ親としての意見になるが、インクルーシブ教育のおかげで本来なら支援学校へ進むべき児童が通常の学校にも多く見られるようになった。しかしながら参観日等で授業風景を見ていると、多動で授業の妨げになっている障がい児もおり、同じ場において教育を受けることが障がいのない児童の学習に支障をきたしている部分もある。担当する教員自身も特別支援の教員養成課程を終えられている方ばかりではないと思うので、対応に苦慮している様子も伺えた。

● 共生であってしかるべき場と必ずしもそうではない場もあるように思えるので、今後の教育の場をどう考えていくのか課題は多いように思える。
● スペシャルニーズがある在宅障がい児への対応は全国的に早急に対応すべき課題である。徳島県内でも今年度から研修が開催されたばかりである。徳島県相談支援専門員協会総会で「ともに暮らす、ともに歩む自立支援協議会～祐磨くんの事例を通じて～」というDVDを観たが、当市でも同様の課題があると思われる。徳島県全体の課題として対応できるようにしてほしい。施設では医療ケアが必要な重症心身障がい児の受け入れは困難だが、もし入所支援施設内に訪問看護師が夜間支援に入ることができるようになれば受け入れられるのではないだろうか。県での研修も順に受講させて頂くが市・医療・福祉が連携しなければいけない課題である。
● 特別支援教育に関わる教員や加配職員が、発達障がいの知識があまりない臨時職員であったり、親の方が子どもの発達障がいを認められないケース、発達障がい児を学校や福祉機関に親が押しつけてしまうケースもある。それぞれのケースで対応方法も異なるので、ハナミズキ・アイリス・市・教育・福祉の連携は不可欠である。また講習会や啓発活動、親の会への紹介等も有効であると思う。
● 乳幼児健診等で早期療育開始され、また児童福祉サービスの充実が促進され、障がい児福祉は進んだように感じる。医療の必要な障がい児の教育現場ではまだまだ支援が必要で、これから充実していくべき課題であると感じる。

【あまり変わらない理由】

● 支援学校の学生との交流があり、以前とは見違えるほど、落ち着いた雰囲気になってきて、先生の努力や支援の仕方に驚かされた。専門的な知識を持った人材の増員が望まれる。
● 低年齢児より療育をはじめ子どもさんも多くなっている。
● 家族での生活体験（買い物・掃除など）が少ない。
● 事業所により工夫はされているが、ただ「今日は〇〇をした」という事象だけに着目してその過程が先々どのように利用者の人生に役立っていくかまでの長期的な視点が不足していると感じる。
● 乳幼児期からの一貫した相談支援体制を整える。
● 相談支援の質の向上が望まれる。
● 障害者総合支援法によって発達障がいや難病が障がい者に含まれると明確化されたが、現状は発達障がいを対象とした手帳もなく、日常生活において様々な困難があり、支援も少ないと思う。

【その他】

● 当事業所では、障がい児の支援をしていないため、あまり現状は把握していないが、放課後等デイサービスなどのサービスは充実してきたのではと感じている。
--

3. 吉野川市第5期障がい福祉計画策定委員会委員名簿

No.	氏名	職	備考
1	東谷 克子	吉野川市身体障害者連合会会長	委員長
2	川村 正光	吉野川市民生委員児童委員協議会会長代行	副委員長
3	山内 正晴	吉野川市社会福祉協議会会長	
4	戸村 義則	吉野川市医師会会長	
5	栗原 奈麻美	吉野川市手をつなぐ育成会会長	
6	河野 隆義 (井内 啓志)	障害者支援施設野菊の里・ 障害福祉サービス事業所ヴィヴアーチェ野菊統括施設長 障害者支援施設野菊の里施設長	
7	宮田 公子	特定非営利活動法人アトリエひまわり理事長	
8	大木元 繁	徳島県東部保健福祉局 吉野川保健所所長	
9	阿部 正治	吉野川公共職業安定所所長	
10	大西 豊	徳島県鴨島支援学校校長	
11	岸田 益雄	吉野川市議会文教厚生常任委員会委員長	
12	伊藤 昭仁	吉野川市教育委員会副教育長	
13	大塚 勉	吉野川市健康福祉部長	
14	山村 由喜子	吉野川市健康推進課長	
15	鳩成 正至	吉野川市介護保険課長	

※氏名欄の（ ）の方は、平成29年8月31日までの任期。

吉野川市第5期障がい福祉計画 (障がい福祉計画・障がい児福祉計画)

発行：2018（平成30）年3月

発行者：徳島県吉野川市

編集：吉野川市健康福祉部社会福祉課

〒776-8611

徳島県吉野川市鴨島町鴨島115番地1

TEL: (0883) 22-2263 FAX: (0883) 22-2260
